介護保険･高齢者自立支援
住宅改修の手引き

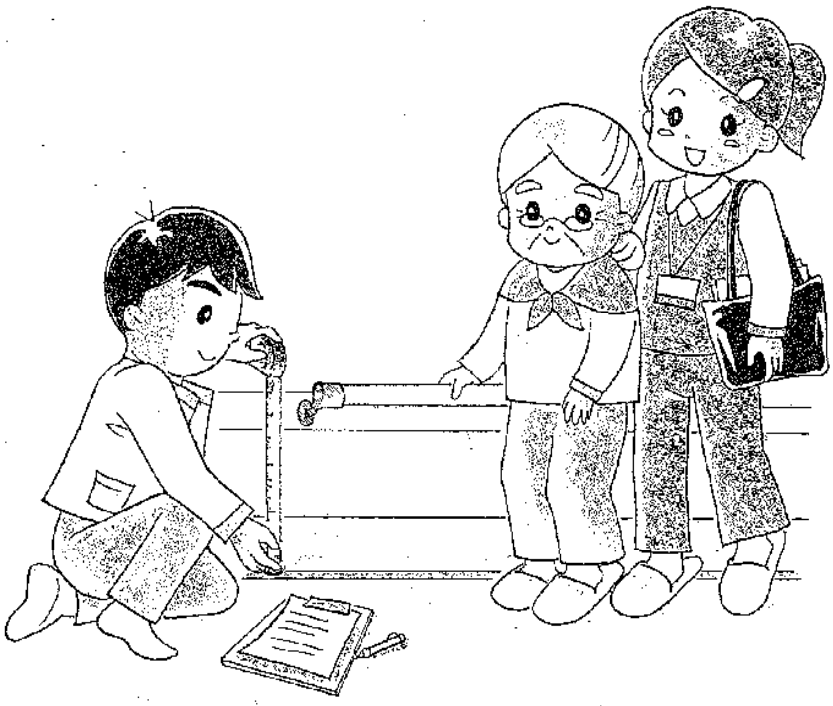

八王子市　福祉部　介護保険課

■ はじめに

介護が必要になった人にとって、日々の生活を過ごす住環境を整えることは、とても大切なことです。例えば、トイレには誰の介助も借りずに自分で行きたいが現状では難しいという場合でも、トイレに近い部屋を寝室にするなど暮らし方を見直したり、家具の配置を変えてみたり、あるいは、残存機能を充分に生かすことができるよう住宅を改修したり、身体機能に適した福祉用具を利用したりすることで、それを実現できることがあります。住み慣れた場所・地域で可能な限り自立し、いきいきと暮らし続けていくためには、住環境の整備は欠かせないものであるといえるでしょう。

介護保険制度における住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、「被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なもの[1]」で「当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給する[2]」というのが基本的な考え方です。したがって、介護保険の住宅改修は住環境の整備の一部に過ぎず、この考え方に沿って、工事の種別や支給限度基準額、申請手続等が法令等で定められていますので、関係するケアマネジャー等の理由書作成者あるいは施工業者には、まず制度を正確に理解していることが求められます。

また、「利用者保護」の観点から、平成１８年度から事前申請制度が導入され、保険者としては申請書類で適切な住宅改修であるかを審査しておりますが、中には、書類上で利用者の身体状況や介護状況、住環境の状況等が把握できない場合や、工事の内容が適切であるか見積書や図面、現場写真で判断できない場合があります。このような場合は書類を再提出していただいたり、現地調査を行ったりしていますが、制度の理解が不十分であることや書類に不備があることが原因で審査に時間を要するような状況は、できるだけ早い住宅改修を希望されている利用者にとっても不利益なことでしょう。

そこで、この「手引き」と別冊の「事例集」では、実務の現場で活用いただけるように、制度や申請手順の解説にとどまらず、それぞれの工事種別ごとに典型的なモデル事例を掲載し、見積書や図面の記載方法、写真の撮り方等、申請書類の作成要領をお示ししています。また、既出の Q&A を集約して掲載することで、保険者の判断基準をできるだけ共有していただけるようにしています。

なお、住宅改修には、基本的に元に戻すことが困難であるという制約があります。身体機能が変化した場合、福祉用具であれば、それに応じて交換することができますが、住宅改修では、使用できなくなれば改修の効果は消失してしまい、手すりなど、かえって通行の妨げになることもあります。このマニュアルは介護保険・高齢者自立支援住宅改修についてまとめたものですので、福祉用具、暮らし方の見直し、室内の整理整頓等については簡単に触れるに留めましたが、住宅改修を行う場合には、福祉用具とどのように組み合わせるかなど、「身体状況の変化を予測し、いかに有効に介護保険制度を利用するか」という視点が特に重要であることを強調しておきます。

より円滑かつ適切に住宅改修を行っていただくため、この「手引き」と別冊の「事例集」を、施工業者やケアマネジャー、理学療法士等の関係者に幅広く活用していただければ幸いです。

(令和 6 年 11 月改正)

八王子市福祉部介護保険課

---

[1] 居宅住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について（平成 12 年 3 月 8 日　老企第 42 号）
[2] 介護保険法施行規則第 74 条

目　次

■住宅改修を進める前に ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

■介護保険住宅改修費支給制度について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

■高齢者自立支援住宅改修給付事業について ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

■住宅改修の申請の流れ（介護保険・高齢者自立支援） ・・・・・・・・・・・・ 9
資料：介護保険・高齢者自立支援　住宅改修の留意事項……14

■住宅改修理由書の作成について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
資料：介護保険・高齢者自立支援　住宅改修理由書作成のポイント……16

■申請の取下げについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

■事前申請書類の記入上の注意 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

■事後申請書類の記入上の注意 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30

■介護保険住宅改修費 Q＆A ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
1.手すりの取付け……36
2.段差の解消　……39
3.滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更……44
4.引き戸等への扉の取替え……46
5.洋式便器等への便器の取替え……48
6.申請関係……53
7.その他……56

■高齢者自立支援住宅改修給付 Q＆A ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
資料：浴槽交換（またぎ・深さ改善改修の写真の撮り方について）……63

■巻末チェックリスト　提出する前にもう一度見直しましょう

■住宅改修を進める前に

一般の住宅は健康な人が生活することを前提に造られていますので、廊下や浴室の床等に段差があったとしても、通常は不自由を感じることはありません。しかし、加齢や障害により動作が不自由になると、それまで快適に過ごしてきた住宅も、階段の昇降や夜間の移動、浴室の利用など様々な場面で不便や不安を感じるようになります。

そこで、いつまでも安心して自立した生活を送り、あるいは生活の質を良くするために、住宅改修や福祉用具貸与等の介護保険サービスを活用して住環境を整えることが必要になりますが、介護保険サービスを利用する前に、利用者や家族で行うことができる住環境整備もあります。

また、住宅改修は、利用者や家族とケアマネジャーなどの介護の専門家、施工業者で十分に話し合って進めると良い結果が得られます。

1．暮らし方や生活動作を見直す

認知症など、今までどおりの生活パターンをできるだけ変えないことが大切になる場合もありますが、居室を変えたり、今までの暮らし方を見直すことで、改修をせずに目的を果たせたり、最小限の改修費用で済んだりすることがあります。例えば、住宅内には多くの家具や備品類が置かれていますが、現状で、全てが最善の場所にあるとは限りません。長年使用していなかったり通路を狭めているものは必要性を考えて撤去したり移動するなど、空間の利用方法を見直すことも必要です。

（例）

- 二階にあった寝室を一階に変える。
- トイレや浴室に近い部屋を寝室（居室）にする。
- 通りやすいように家具の配置を変える。
- 寝具を布団からベッドに替える。
- 和式便器に、特定福祉用具で購入できる腰掛便座を置く。

2．改修工事をする場所や位置は、利用者本人の実際の動きに合わせる

設置する場所や位置は、利用者本人の身体状況、生活動線や動作パターンをよく考えて決定しましょう。改修した後で使いづらいことに気づくこともあります。できる限り本人立会いのうえで実際に位置を合わせることが大切です。

3．利用者や家族と十分に調整して施工内容を決定する

利用者や家族の希望を踏まえることは当然ですが、ただ希望に沿うだけでなく、介護やリハビリテーション、住環境整備等に関する専門的な意見も提供し、利用者や家族に納得していただいた上で、効果的な住宅改修を行うことが大切です。

なお、利用者と家族の希望も必ずしも一致するとは限りません。改修前の十分な調整が必要です。

４．改修後の状況の変化を予測する

介護保険の住宅改修では小規模な工事しかできないとはいえ、それでも住宅の形状は変わります。改修後に状況が変化して不必要になってしまっても、通常は取り外すときにも費用がかかりますし、その費用は介護保険からは支給できません。また、賃貸住宅で住宅改修を行う場合は、退去時の原状復帰を条件とされる場合があります。

福祉用具貸与の手すりやスロープは、床や壁に固定しないため安定度では住宅改修に劣ることもありますが、状況に合わせた着脱が容易という利点があります。例えば、今後、室内でも車椅子を利用することが予測されるような場合は、手すりが邪魔になることもあり得ますので、慎重に検討することが大切です。

５．施工業者については、数社に見積もりを依頼する

介護のための住宅改修では、本人の状態にあった資材選びや取付け方、危険防止のための施工法などの専門的な知識も必要です。例えば、手すりでは、握りの太さや取付け位置の高さで使い勝手が随分違いますし、手すりの両端の処理で安全性が変わることもあります。

また、訪問介護等の介護保険サービスと異なり、住宅改修の費用は自由価格です。面倒なようでも、専門知識や見積価格などを、よく比較してみることが大切です。

■介護保険住宅改修費支給制度について

１．対象者

八王子市の被保険者で、要支援１～２または要介護１～５と認定されている方が対象です。したがって、要支援･要介護認定の申請前、認定有効期間外に住宅改修を行った場合は、対象にはなりません。

また、要支援・要介護認定の新規申請・区分変更申請中に改修した場合は、認定結果が出てから住宅改修費を支給します。（認定結果が非該当の場合は支給できません。）

なお、要支援･要介護認定を受けていない「事業対象者」は、この制度の対象になりません。住宅改修が必要な場合は、認定申請が必要です。「事業対象者」については、被保険者証の「要介護状態区分等」の欄を確認してください。

２．対象となる住宅

本人が居住する介護保険被保険者証の住所（住民票上の住所）地の住宅が対象になります。したがって、一時的に身を寄せている住宅や住民票を移していない住宅は対象となりませんし、本人が入院・入所中である場合も居住していないので対象にはなりません

３．住宅改修の対象となる工事の種類

個人の資産形成につながらない比較的小規模な工事が対象というのが基本的な考え方ですので、すべての住宅改修に対して住宅改修費が支給されるわけではなく、以下の工事に限定されています。

また、たとえ住宅改修費の該当工事であっても、対象者が使用しない部屋への手すりの取付け等や、古くなった床を新しくするなど単なる老朽化に伴う住宅改修は対象となりません。

（１） 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に、転倒予防もしくは移動、移乗動作の補助を目的として手すりを設置する工事が対象です。手すりの形状は、縦付け、横付け、Ｌ型等適切なものとします。

なお、取付け工事を伴わない床置きや便器を囲んで使用する手すりは福祉用具貸与の対象です。

（２） 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の段差や、玄関から道路までの通路の段差を解消するために敷居を低くしたり、スロープを設置したり、浴室などの床をかさ上げするなどの工事が対象です。（傾斜の解消、付帯する転落防止柵の設置を含む）ただし、昇降機、リフト、段差解消機等動力により床段差を解消する機器を設置する工事は対象外です。

なお、取付け工事を伴わないスロープは福祉用具貸与または販売、固定しない浴室用すのこによる段差解消は「特定福祉用具販売」の対象となります。

（３） 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室においては畳敷きから板張りやビニル系床材等への変更、浴室においては滑りにくい床材への変更、通路面においては滑りにくい舗装材への変更などの工事が対象です。

（４） 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンドア等に取替えるといった扉全体を取り替える工事（扉の撤去を含む）が対象です。扉の吊元の変更やドアノブの変更、戸車の設置も含まれます。また、引き戸等の新設も、扉位置の変更等に比べ費用が低く抑えられる場合は対象となります。

ただし、引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合、動力部分の設置は対象外です。

（５） 洋式便器等への便器の取替え

和式便器を洋式便器に取り替える工事です。被保険者の身体状況により、洋式便器の向きを変え

たり、洋式便器の高さをかさ上げする工事も対象になります。また、利用者の状態を勘案し、居室近くに洋式トイレを新設し、古い和式トイレを取り壊す場合は、洋式トイレの新設のみ住宅改修の対象となる場合があります。ただし、取付け工事を伴わない据置式の腰掛便座は「特定福祉用具販売」の対象となります。

なお、和式便器から、暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは対象となりますが、既に洋式便器の場合に、暖房便座や洗浄機能付便座に取替える工事は対象になりません。

また、非水洗または非簡易水洗の和式便器から水洗または簡易水洗の洋式便器に取り替える工事の場合の水洗化または簡易水洗化にかかる工事や、電気配線、壁、天井などの工事も対象外です。

（６） その他上記（１）～（５）の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

①手すりの取付け

手すりの取付けのための壁の下地補強

②段差の解消・③滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

居室、廊下の床工事のための下地工事。通路面の材料の変更に伴う路盤整備。

浴室の床工事に伴う給排水設備工事。スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

④引き戸等への扉の取替え

扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

⑤洋式便器等への便器の取替え

便器の取替えに伴う給排水設備工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く）、便器の取替えに伴う床材の変更

４．事前申請と事後申請

住宅改修費の支給を受けるためには、必ず工事を行う前に申請する必要があり、これを「事前申請」といいます。事前申請は、専門の資格を持った職員を含む複数人によって審査され、審査によって工事の内容や費用等が妥当であると判断できた場合、介護保険課より着工許可のご連絡をいたしますので、それから工事を開始してください。

住宅改修の完了後は、「事後申請」をしていただき、完了届と工事完了後の写真や領収書を確認します。事後申請によって事前申請のとおり工事が行われたと確認できれば、翌月住宅改修費を支給します。

支給申請の具体的な流れについては、９ページ以降を参照してください。

５．利用限度額（支給限度基準額）

要支援・要介護状態区分に関係なく、同一の被保険者に対し、改修費用（消費税含む）の内、２０万円を限度に申請でき、自己負担は１割、２割又は３割です。２０万円を超えた分は全額自己負担となります。自己負担割合（１割、２割又は３割）は、利用者の介護保険負担割合証で確認してください。

なお、合計額が２０万円になるまでは、数回に分けて利用することも可能です。（例：手すり５万円→段差１０万円→扉５万円）

６．利用限度額（支給限度基準額）の例外

（１）転居した場合の例外（転居リセット）

支給限度基準額の管理は現に居住している住宅について行われるため、転居した場合には転居後の住宅について再度支給限度基準額が２０万円となります。なお、転居前の住宅について支給限度基準額の残額があっても、転居後の住宅については持ち越されず、支給限度基準額２０万円となります。

（２）要介護状態が著しく重くなった場合の例外（３段階リセット）

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、下記のように「介護の必要の程度」の段階が３段階以上上がった場合、再度支給限度基準額が２０万円となります。なお、この場合も、以前の住宅改修について支給限度基準額の残額があっても持ち越されず、支給限度基準額２０万円となります。

なお、この例外は、同一住宅・同一対象者について１回だけ適用されます。

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分（「介護の必要の程度」の段階）	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分（「介護の必要の程度」の段階）
要支援１（第一段階）	要介護３（第四段階）・要介護４（第五段階） 要介護５（第六段階）
要支援２・要介護１（第二段階）	要介護４（第五段階）・要介護５（第六段階）
要介護２（第三段階）	要介護５（第六段階）

※要支援２と要介護１の「介護の必要の程度」の段階は共に第二段階ですので、「要支援 1 から要介護 2」または「要支援 2 から要介護 3」になった場合、介護度は 3 段階上がっていますが「介護の必要の程度」は 2 段階しか上がっていませんので、リセットは適用されませんのでご注意ください。

７．支給方法

住宅改修費の支給については、以下の２通りの方法があります。

（１）償還払い

利用者がいったん、改修費用の全額を施工業者に支払い、工事完了の事後申請に基づいて、市から利用者に給付分を払い戻す方法です。

（２）受領委任払い

市と施工業者があらかじめ受領委任払いの契約を締結し、利用者が当該施工業者に介護給付費の受領を委任することで、利用者は改修費用（限度額以内）の自己負担分と支給限度基準額を超える分を施工業者に支払い、市から施工業者に給付分を支給する方法です。

８．住宅改修費の留意事項

支給申請に当たっては、次の点に留意してください。

（１） 工事が行われなかった場合

住宅改修の設計、積算等工事の準備費用は支給対象となります（申請代行手数料は除く）が、工事が中止となった場合に準備費用のみ支給することはできません。

また、工事計画の変更を見越して予備の部材を仕入れた場合でも、支給されるのは実際に使用した部材のみとなります。

（２）新築や増改築の場合について

住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象となりません。

また、増築の場合も、新たに居室を設ける場合は住宅改修費の支給対象となりません。

ただし、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合や、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」にかかる費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

（３）住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われる場合について

支給対象となる住宅改修と併せて支給対象外の工事も行われる場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、対象となる使用部材や工事費用が算出できる場合に支給対象となります。

（４）利用者等が自ら住宅改修を行う場合について

利用者が自ら住宅改修のために材料を購入し、本人または家族等により住宅改修を行う場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とします。なお、この場合であっても事前申請が必要になります。（この場合、使用する材料のカタログのコピーか、それがない場合は販売店にて撮影した商品と価格の写真を内訳書に添付してください。図面や写真、工事費内訳書の作成は本人または家族が行うことになります。）

（５）一つの住所に複数の被保険者がいる場合の住宅改修について

一つの住宅に複数の被保険者が居住する場合においては、住宅改修費の支給限度額の管理は 被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請を行うことが可能です。

ただし、一つの住宅について同時に複数の被保険者にかかる住宅改修が行われた場合は、住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行ってください。例えば被保険者が２人いる場合において、各自の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室にかかる住宅改修費の支給申請を行うことは可能ですが、共用の居室について床材の変更を行なったときは、いずれか一方のみが支給申請を行なうことになります。

（６）介護認定審査中に行う住宅改修について

原則として、要介護または要支援の認定を受けていることが必要ですが、緊急を要する場合は、認定結果が決定される前に住宅改修の事前申請を行うことは可能です。ただし、認定が非該当になった場合は支給できません。八王子市では、非該当と判定された場合でも、日常生活の動作に困難がある６５歳以上の方で、住宅の改修を行えば自立した日常生活を営むことが出来ると高齢者あんしん相談センターが認めた方については、「高齢者自立支援住宅改修給付事業」の制度があります。（７ページを参照）なお、介護保険住宅改修と同様、事前の申請が必要となります。

（７）入院・入所中に行う住宅改修について

入院・入所中で退院・退所の見込みがある場合、工事着工は可能ですが、万が一退院・退所しなかった場合は支給できません。なお、入院・入所中で一時帰宅のために住宅改修を行った場合も、支給対象外になります。

（８）利用者が死亡した場合について

住宅改修が完了する前に利用者が死亡した場合は、死亡時に完成している部分までが支給対象となります。なお、入院中に工事が完成し退院しないまま死亡した場合は支給できません。

■高齢者自立支援住宅改修給付事業について

介護保険住宅改修は、八王子市が行っている高齢者自立支援住宅改修給付事業の住宅設備改修の給付と併せて利用することもできます。

１．事業の内容

（１）住宅改修給付（介護保険の要介護認定で非該当の方向け）

① 手すりの取付け
② 段差の解消
③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
④ 引き戸等への扉の取替え
⑤ 洋式便器等への便器の取替え
⑥ その他上記①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修（介護保険と同様の内容）

（２）住宅設備改修給付

① 浴槽の取替え及びこれに付帯して必要な工事
② 流し、洗面台の取替え及びこれに付帯して必要な工事
③ 便器の洋式化及びこれに付帯して必要な工事

２．対象者

対象となるのは、市内に住所を有する６５歳以上で、日常生活の動作に困難があり、在宅での生活の質を確保するために、住宅の改修が必要と認められる方です。

（1）の住宅改修給付については、介護保険の要介護認定で、非該当の判定を受けた方のうち、市が必要と認めた方。

（2）の住宅設備改修給付については、介護保険の要介護認定で、要支援・要介護の判定を受けた方のうち、次の要件を満たす方で市が必要と認めた方。ただし、１．（２）については、機能低下にともなって、既存の設備での使用が困難な方。１．（２）の③については、介護保険住宅改修で「洋式便器等への便器の取替え」以外で支給限度基準額（２０万円）まで利用しており、便器の洋式化ができなかった方。

また、１．（２）の給付を既に受けている方又はその方と同じ世帯に属する方は、以前と同じ内容では申請することができません。ただし、転居を行ったときはこの限りではありません。

３．支給限度基準額

（１）住宅改修給付（介護保険の要介護認定で非該当の方向け）

２００，０００円

（２）住宅設備改修給付

① ３７９，０００円
② １５６，０００円
③ １０６，０００円

４．費用負担

支給限度基準額以内の１割は自己負担となり、支給限度基準額を超えた分は全額自己負担となります。

※高齢者自立支援住宅改修は所得額に関わらず自己負担は１割

※生活保護受給者等は支給限度基準額以内の１割負担の免除を申し出ることができます。

５．その他の注意事項

・完了届は事前申請と同一の年度内に申請しなければ給付が受けられません。

・年度内の給付額が市の計上した予算額に達した場合には当該年度中は新たに事前申請が受け付けられません。予算残額については担当までお問い合わせください。

・浴槽交換については、十分な改善にならない浴槽は対象となりません。（またぎの高さや深さが僅かしか低くならない等）

・流し、洗面台の交換については、座位で使用できるタイプのもののみが対象となります。また、鏡については対象外です。

・工事完了前に死亡した場合は給付対象外となります。

■住宅改修の申請の流れ（介護保険・高齢者自立支援）

ここからスタート

【事前申請の流れ】

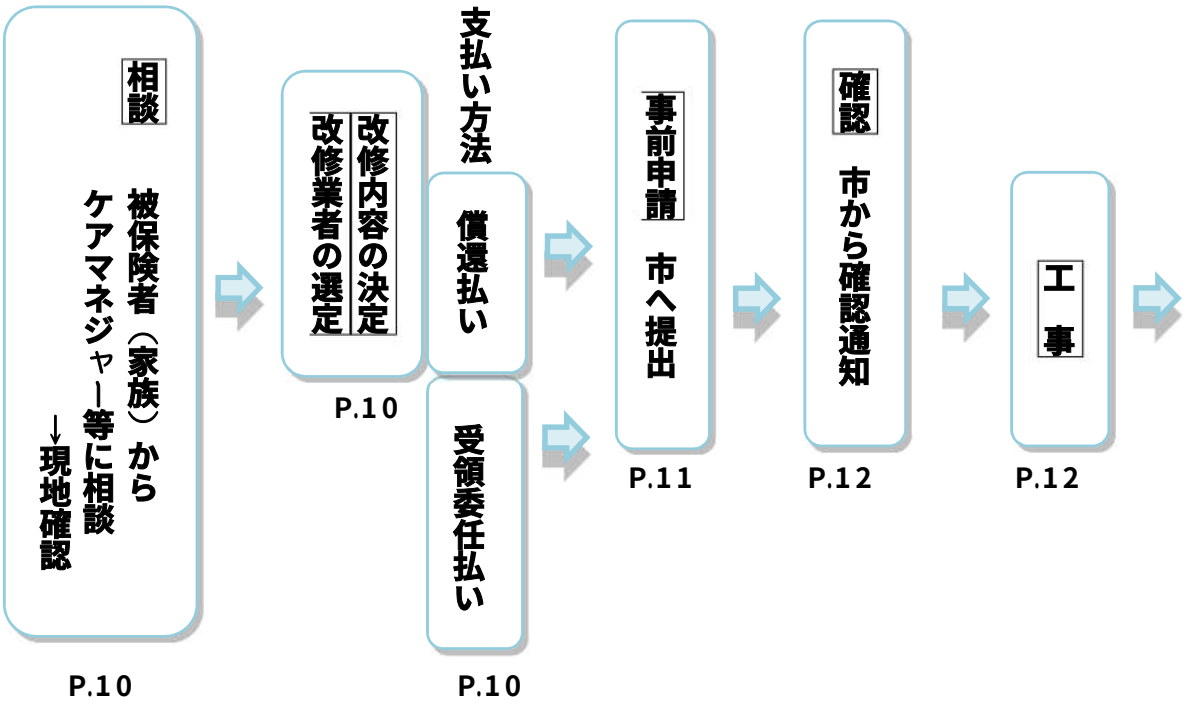

【工事後の流れ】

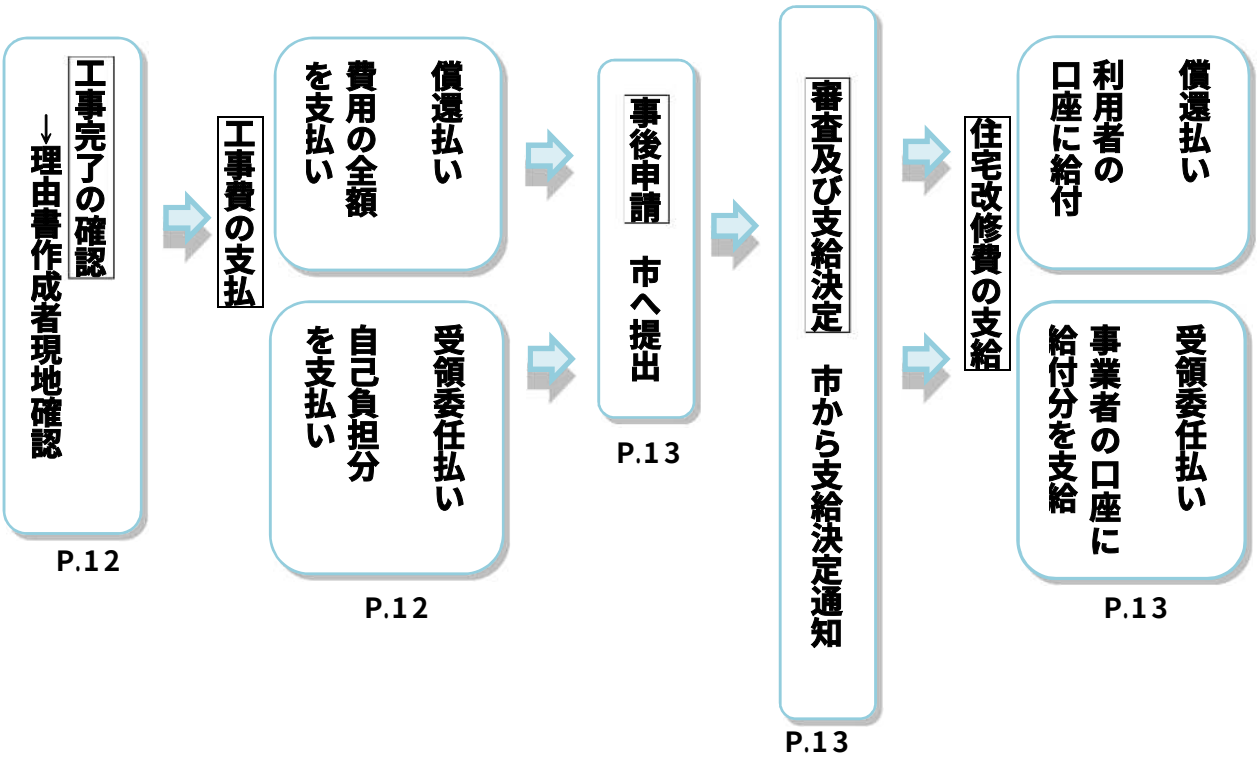

■住宅改修の申請の流れ（介護保険・高齢者自立支援）　解説

相　　談

介護保険被保険者証から、要介護状態区分が要支援１・２あるいは要介護１～５に認定されていること、要介護等認定の有効期間内に工事を行うことができることを確認します。

- ①　居宅介護支援事業者もしくは高齢者あんしん相談センターに、居宅サービス計画等（ケアプラン）の作成を依頼している利用者は、担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）もしくは高齢者あんしん相談センター職員に相談し、「住宅改修が必要な理由書（以下、理由書とします）」の作成を依頼します。
  ②　居宅サービス計画等の作成を依頼していない場合は、担当地区の高齢者あんしん相談センターに相談し、理由書の作成を依頼します。
  ③　なお、施工業者等で、１５ページの「住宅改修理由書の作成について」で示している有資格者がいれば、その有資格者が理由書を作成することもできます。
- ①～③のケアマネジャー等は、住宅改修の必要性や改修内容が支給対象かどうかを検討し、現地確認後すみやかに申請書に添付する理由書を作成します。
- 担当ケアマネジャー等がいる場合で、別の有資格者が理由書を作成する場合は、両者で十分に連絡調整を行ってください。
  ※《重要》この理由書がないと、住宅改修を行うことはできません。

改修業者の選定・改修内容の決定

理由書を元に改修業者に見積りを依頼し、改修業者を選定します。見積りは複数の改修業者からとり、比較検討するようにします。金額の安さだけでなく、内容や対応の様子なども比較します。
近年利用実績のある受領委任契約業者は、市ホームページの「介護サービス事業者の一覧」で公開しています。
改修業者が決定したら、利用者とケアマネジャー等及び改修業者の間で打ち合わせを行い、改修内容を確定します。利用者の状況にあった改修をするため、理由書作成から改修内容の決定まで、おおむね１か月以内に調整してください。

＊受領委任契約を希望される改修業者は介護保険課にお問い合わせください。

支払い方法によって申請書が異なります。

償還払い	利用者はいったん改修費用の全額を改修業者に支払い、後で市から改修費用（支給対象分）の給付を受けます。申請書は市ホームページの「介護保険関連の申請書」に掲載されています。
受領委任払い	利用者は改修費用（支給対象分）の１割、２割又は３割を改修業者に支払います。改修業者には後で市から給付分を支給します。申請書は受領委任契約業者よりお受け取りください。

事 前 申 請

- 市役所介護保険課に次の書類を提出し、事前申請します。
- 事前申請は、利用者本人・家族の他、ケアマネジャー・改修業者に依頼することもできます。ただし、受領委任払いの場合は改修業者が代行申請します。

提出書類（☆は必要な方のみ）

①申請書　償還払い又は受領委任払いのいずれかを選択してください。
※提出書類は事後申請まですべて同一の印鑑（スタンプ印不可）を押印してください。

②理由書　ケアマネジャー等が作成したものです。

③見積書　社判は必ず押印してください。
本人フルネーム、改修箇所、改修種類ごとに①～付番区分し、材工一式とはせず、材料費・施工費・諸経費に分けて記入します。材料費は、メーカー名・品番・長さ・面積・数量・単価等を明記してください。市では、それらをカタログ等と照らし合わせて確認していますので、一般的ではない材料を使用する場合や浴室をユニットバスにする場合等では、カタログの写しも添付してください。（ユニットバス設置の場合は、メーカーの介護保険申請用按分表、メーカーの見積、メーカーの図面等も添付してください。）
なお、諸経費に設計及び積算の費用を含めることはできますが、写真現像代や申請代行手数料等の経費は支給の対象にはなりません。
また、介護保険の住宅改修費の支給対象にならない工事と同時に施工する場合でも、複数の見積書を作成する必要はありませんが、その場合は介護保険対象分とそれ以外を区分し、工事費内訳書等により算出方法を明示してください。

④図面　改修前・後の図面（平面図と、展開図または立面図または断面図など）
平面図には設置場所を明記し、本人の動線がわかるようにしてください。屋外工事の場合、改修場所だけでなく、玄関・駐車場・道路等の位置もわかるようにしてください。
展開図（立面図または断面図）には高さや長さを表示してください。

⑤事前写真　改修前の状況がわかる写真（日付入り）を添付します。カメラに日付機能がない場合は、黒板等に日付を記入し、工事箇所に置いて撮影してください。
できるだけ全体の様子がわかるように撮影し、施工位置の高さ等が確認できるようにします。改修箇所の全景が入りきらない場合は、分割して撮影しても結構です。また、手すり等の部材がわかるよう撮影する角度、明るさを調整してください。事前申請と事後申請で同じアングルのものを撮影し、改修前後の比較確認ができるようにお願いします。
※写真はカラー、L 判以上の大きさとし、Ａ４サイズの台紙等に貼付をお願いします。

☆⑥承諾書　改修する住宅が利用者本人の所有ではない場合に必要です。また、共有名義の場合、すべての共有者の承諾書が必要です。所有者が死亡し、名義変更等が行われていない場合は、相続の権利を有する代表者の承諾書が必要です。

☆⑦委任状　償還払いで、利用者本人名義の口座がない場合に限り、家族の口座に振込むこともできます。その場合は、申請書に家族の口座を記入し、本人からの委任状を添付してください。

☆⑧生活保護受給証明書　高齢者自立支援住宅改修の申請で生活保護受給中の場合、添付してください。

確　　認

- 市は、受給資格や利用限度額を確認し、提出書類により改修内容が適切か判断します。
- 書類のみで判断できない場合には、現地調査を行うことがあります。
- 利用者本人に住宅改修費確認通知及び、事後申請用の住宅改修完了届を送付するとともに、理由書作成者にもその旨を連絡します。施工業者には、理由書作成者から連絡してください。

送付文書

- 確認通知書
- 住宅改修完了届
- 請求書（高齢者自立支援住宅改修の場合のみ）
- 支払金口座振替依頼書（高齢者自立支援住宅改修かつ受領委任払いの場合のみ）

工　　事

- 改修後の写真（日付入り）を撮影してください。カメラに日付機能がない場合は、日付を書いた黒板や紙などを一緒に写してください。
- ※《重要》工事内容が事前申請の内容と変わる場合には、必ず着工前に市に相談してください。
- 下地補強等完了写真だけでは施工の有無を確認できないものについては、施工途中の写真をお願いすることがあります。

工事完了の確認

- 完成後、改修業者は、利用者と理由書作成者に改修の確認を受けてください。
- 入院（所）中に工事を行った場合は、必ず退院（所）後に改修の確認を受けてください。

工事費の支払

- 償還払いで申請した利用者は、いったん改修費用の全額を改修業者に支払い、領収書を受取ります。
  ※領収書の宛名は、被保険者氏名をフルネームで記載します。
- 受領委任払いで申請した利用者は、改修費用（介護保険給付対象分）の１割、２割または３割（小数点１位を切り上げ）を改修業者に支払い、領収書を受取ります。（２０万円超の改修の場合は、20万円を超えた分も合算）
- 自己負担割合は、領収書の日付の時点の負担割合になります。（受領委任払いの場合は、負担割合証を確認）

事 後 申 請

- 市役所介護保険課に次の書類を提出し、事後申請します。
- 提出書類は事前申請と同一の印鑑（スタンプ印不可）を押印してください。
- 申請はどなたでも行えますが、申請内容について確認させて頂くことがありますので、基本的には施工業者が申請してください。
- 領収日から 2 年経過すると支給できません。

注意！　新規申請・区分変更中や入院中は完了届を提出できません。（次のページの資料参照）

提出書類

① 住宅改修完了届
　理由書作成者現場確認欄は、工事完了後に理由書作成者が現場を確認した日付を記入します。

② 領収書の写し

③ 完成後の写真（日付入り）
　※事前申請で決定した改修内容に相違がないか審査するために、改修箇所の全景を撮影してください。（改修箇所が不明の場合、撮り直しをお願いすることもあります。）
　※写真はカラー、L 判以上の大きさとし、Ａ４サイズの台紙等に貼付をお願いします。

④ 請求書（高齢者自立支援住宅改修の場合のみ）

⑤ 支払金口座振替依頼書（高齢者自立支援住宅改修かつ受領委任払いの場合のみ）
　※高齢者自立支援住宅改修は事前申請と同じ年度内に事後申請が行われないと支給できません。３月末間近の申請はご注意ください。

審査及び支給決定

- 市は、提出された書類から、工事が適切に行われたことを審査します。必要に応じ、工事の施工状況の確認のため、現地調査を行うこともあります。
- 審査の結果、問題がなければ支給を決定し、本人宛に支給決定通知をお送りします。
- 受領委任業者には支給金額の明細書をお送りします。

住宅改修費の支給

- 原則として、事後申請をした翌月下旬（毎月２５日）に支給します。
- 自己負担の割合により、改修費用（支給対象分）の９割、８割又は 7 割を支払います。
  金額に小数点の端数が出る場合、小数点第１位以下を切り捨てた金額を支給します。改修費用の１割、2 割又は３割の金額の小数点第１位を切り上げた金額が自己負担金額になります。
- 改修費の全額を改修業者に支払った利用者（償還払いの利用者）には、申請書に記載された利用者が指定する口座に振り込みます。
- 改修費用の自己負担分のみを改修業者に支払った利用者（受領委任払いの利用者）には、改修業者の指定口座に振り込みます。

【資料】

介護保険･高齢者自立支援　住宅改修の留意事項

よくある事例
などから

審査の際に、以下のような事項をお伝えしています。ご留意の上、ご協力お願いします。

〈事前確認通りの施工について〉

◆事前申請の内容を確認し、利用者の心身や住宅の状況などから判断して住宅改修が必要と認められる場合に、保険給付の対象となります。事前確認した内容通りに工事を行うことは、制度の大原則です。安易に変更しないでください。

ポイント！　現場の状況などからやむを得ず、工事内容の変更が必要な場合、必ず工事前にご相談ください。工事後にご連絡いただいた場合は、再工事や給付の対象外になる場合があります。

〈介護度が確定していない場合や入院中について〉

◆緊急を要する場合は、認定決定前や入院中に住宅改修の事前申請を行うことが可能です。

ポイント！　工事が完成したら、原則翌月までに完了届を提出していただきますが、新規申請・区分変更中や入院中は完了届を受け付けできません。認定結果が出てから、または退院後に提出してください。ただし、退院できなかった場合や新規申請で非該当になった場合は、支給対象になりません。認定結果は、介護保険証をご確認ください。合わせて、負担割合証（負担割合は毎年８月１日に更新）をご確認ください。

〈本人印鑑について〉

◆事前申請、事後申請（完了届、必要な場合は請求書・支払金口座振替依頼書）は同一印鑑使用を利用者に案内してください。

ポイント！　事前申請の際にあらかじめ事業者控え（コピー）をとっておき、印鑑を照合するなどのご対応をお願いします。

〈添付書類について〉

◆理由書 P.2 の見積・図面改修番号が、見積、図面（平面図・展開図）、写真（工事前・後）と同じ番号か確認してください。

ポイント！　申請内の番号の整合を図り、図面、写真は番号順に並べてください。

◆添付写真には、日付を写し込んでください。

ポイント！　黒板・ホワイトボード等に日付等を書いたものを写すか、カメラの日付機能でも構いません。

◆被保険者の動線も確認しています。

ポイント！　図面のうち、屋内の平面図は本人の動線のわかるもの、屋外の平面図は道路や駐車場までの移動経路が分かるものを添付してください。

☆詳しくはお問い合わせください。

■住宅改修理由書の作成について

１．理由書の作成ができる人

①介護支援専門員（ケアマネジャー）
②地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）の職員
③理学療法士
④作業療法士
⑤福祉住環境コーディネーター検定試験２級以上
⑥（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターの認定している
　ア．増改築相談員
　イ．マンションリフォームマネジャー

※　八王子市では、利用者に担当ケアマネジャーがいる場合には、理由書は担当ケアマネジャーに作成していただくようにお願いしています。
※　担当ケアマネジャーではなく、それ以外の方が理由書を作成する場合には、見積書、図面、実地の検討も含めて、十分に担当ケアマネジャーと調整を行ってください。

２．業務内容

住宅の改修を希望する方に対し、住宅改修に関する相談・助言・情報提供・連絡調整等を行うとともに、住宅改修費の支給申請書に添付する理由書を作成します。

３．手数料

居宅介護（介護予防）支援（ケアプラン）の提供を受けていない要介護者等の住宅改修理由書を作成した方に対して、市は、その手数料として、住宅改修１件当たり２，０００円及び消費税を支払います。なお、原則として理由書作成者が属する事業者に支払いますが、属する事業者がない場合は作成者本人に支払います。

対象となるのは、介護保険の支給対象になる住宅改修の理由書作成日の属する月に、ケアプラン作成の実績がない場合の住宅改修です。

４．請求方法

住宅改修費支給後、理由書作成事業者に対し、市から「住宅改修支援手数料支払請求書」を送付しますので、必要事項を記入、押印の上、請求してください。

【資料】

介護保険･高齢者自立支援
住宅改修理由書作成のポイント

1　高齢者の自立を助ける支援としての住宅改修

◆高齢者が住み慣れた場所・地域で可能な限り自立し、いきいきと暮らし続けていくためには、住環境の整備は欠かせないものです。その一つとして、介護保険制度における住宅改修費の支給があります。

◆この住宅改修の基本的な考え方は、

被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者との均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なもの

居宅住宅改修費及び介護予防住宅改修費の支給について（平成 12 年 3 月 8 日　老企第 42 号）

被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給する

介護保険法施行規則第 74 条･第 93 条

◆利用者保護の観点から、事前申請制度をとり、審査を行っています。とりわけ、心身の状況、住宅の状況等から必要性や工事の適正を判断するためには、「住宅改修が必要な理由書（以下、理由書）」の内容が大変重要です。

2　適切なアセスメントを行うために

（1）　理由書は担当ケアマネジャーが作成するようお願いします。
（2）　それ以外の有資格者が作成する場合は、関係者との十分な情報共有と連携をお願いします。
（3）　資格のない方が作成した理由書を、有資格者の名義で提出することはできません。※
（4）　先にリフォームの計画があり、それに理由書の内容を合わせるのはルール違反です。
（5）　利用者や家族の希望を踏まえることは当然ですが、ただ希望に沿うだけでなく、介護やリハビリテーション、住環境整備等に関する専門的な意見も提供し、利用者や家族に納得していただいた上で、効果的な住宅改修を行うことが大切です。
（6）　完了時の理由書作成者による現地確認は、利用者立ち合いのもと、動作確認をしてください。

※参考　理由書の作成ができる有資格者（望ましい順）
①介護支援専門員（ケアマネジャー）
②地域包括支援センター（高齢者あんしん相談センター）の職員
③理学療法士
④作業療法士
⑤福祉住環境コーディネーター検定試験2級以上
⑥（財）住宅リフォーム･紛争処理支援センターの認定している
ア．増改築相談員　イ．マンションリフォームマネジャー

■申請の取下げについて

住宅改修の支給申請後に次のような場合がありましたら、住宅改修費支給申請の取下げが必要です。その際は、事前に担当までご相談ください。

- 入院中に事前申請し、審査中または審査完了後、身体状況が変化して退院ができなくなった場合
- 事前申請審査中または審査完了後（着工前）に身体状況が変化し、改修内容が大幅な変更になり新たに申請しなおす場合
- 理由書作成者が工事完了後の現地確認をする前に利用者が死亡した場合
- 何らかの理由により工事を行わなくなった場合

また、本人の死亡等やむを得ない事情により本人や家族の記入が困難な場合には、施工業者やケアマネジャーが代理で記入して申請することも可能です。

【記入の注意点】

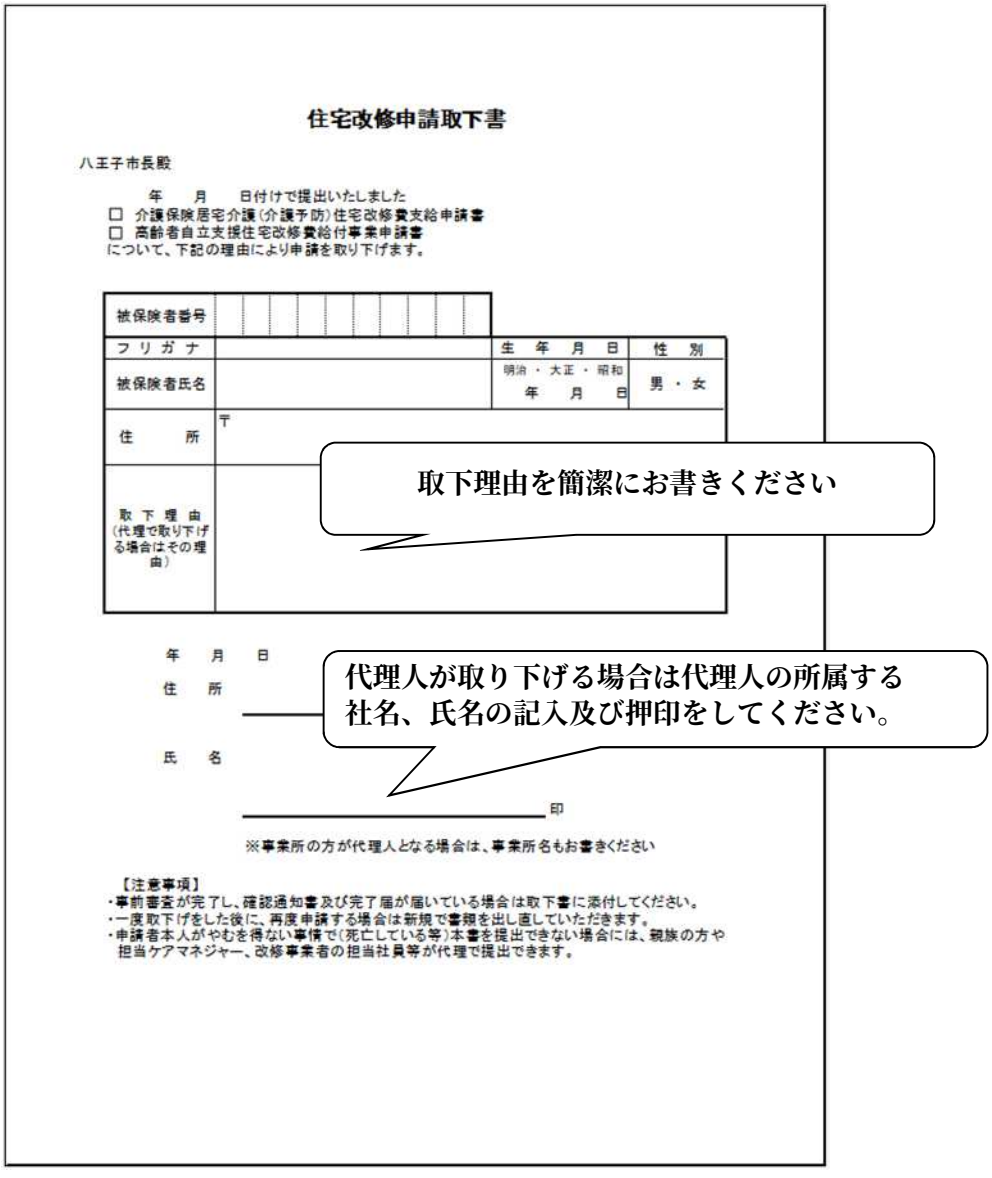

住宅改修申請取下書

八王子市長殿

年　月　日付けで提出いたしました
□ 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書
□ 高齢者自立支援住宅改修費給付事業申請書
について、下記の理由により申請を取り下げます。

被保険者番号			
フリガナ		生年月日	性別
被保険者氏名		明治・大正・昭和 年 月 日	男・女
住所	〒		
取下理由（代理で取り下げる場合はその理由）			

取下理由を簡潔にお書きください

年　月　日
住所
氏名　　印

代理人が取り下げる場合は代理人の所属する社名、氏名の記入及び押印をしてください。

※事業所の方が代理人となる場合は、事業所名もお書きください

【注意事項】
・事前審査が完了し、確認通知書及び完了届が届いている場合は取下書に添付してください。
・一度取下げをした後に、再度申請する場合は新規で書類を出し直していただきます。
・申請者本人がやむを得ない事情で(死亡している等)本書を提出できない場合には、親族の方や担当ケアマネジャー、改修事業者の担当社員等が代理で提出できます。

■事前申請書類の記入上の注意

第2号様式

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（償還払い用）

申請受付番号

フリガナ		保険者番号	132019
被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日	明・大・昭　　日		
住所	〒　- -　- 被保険者本人氏名		
要介護状態（○で囲む）	要支援1・2・要介護1・2・3・4・5		
住宅の所有者		本人との関係	
改修個所及び内容	住宅の所有者が本人ではない場合（または本人を含む共同所有者がいる場合）は承諾書が必要です。	着工予定日	令和　年　月　日
		完成予定日	令和　年　月　日
申請金額	円	確認金額※市使用欄	円

八王子市長　殿

上記のとおり関係書類を添えて、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費の支給を申請します。

令和　年　月　日

被保険者住所・氏名・印（スタンプ印不可）

申請者（被保険者）

住　所

氏　名　　印

居宅介護（介護予防）住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

※ご本人以外（ご家族）の口座を指定する場合は、委任状が必要です。

口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店 出張所	種目 1 普通預金	口座番号
	金融機関コード	店舗		
	フリガナ			
	口座名義人	口座名義人が本人でない場合は、委任状が必要です。（本人口座がない場合に限る。）		

ゆうちょ銀行を指定する場合で振込用口座がわからない方はこちらに記入してください。

ゆうちょ銀行口座番号（記号・番号）	記号	番号
	フリガナ	
	口座名義人	

（注意）・申請書には、住宅改修が必要な理由書、見積書、図面及び写真等を添付してください。
・住宅の所有者が当該被保険者ではない場合は、所有者の承諾書を添付してください。
・審査の必要に応じて別途カタログや参考書類をお願いする場合があります。ご協力お願い致します。
・保険料の滞納によって支払方法が変更になっている場合は申し出てください。

第2号様式

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）

申請受付番号

フリガナ		保険者番号	132019
被保険者氏名		被保険者番号	
生年月日	明 ・ 大 ・ 昭 年 月 日		
住所	〒 - - -		
要介護状態（○で囲む）	要支援1 ・ 2 ・ 要介護1 ・ 2 ・ 3 ・ 4 ・ 5		
住宅の所有者		本人との関係	
改修の個所及び		施工事業者名	
		着工予定日	令和 年 月 日
		完成予定日	令和 年 月 日
申請金額	円	確認金額 ※市使用欄	円

被保険者本人氏名

住宅の所有者が本人ではない（または本人を含む共同所有者がいる場合）場合は承諾書が必要です。

八王子市長 殿

上記のとおり関係書類を添えて、介護保険居宅介〔護…〕ます。
また、当該申請にもとづき生じる居宅介護（介〔護…〕
指定に関する権限を下欄の受取人に委任します。

被保険者住所・氏名・印
（スタンプ印不可）

令和 年 月 日

申請者 住 所

（兼受領委任者） 氏 名 印

受領委任契約業者記入欄

（受取人）

住 所

事業者名

代表者氏名 印

契約書と同じ印
（※代表者印）

電話 - -

（注意）・申請書には、住宅改修が必要な理由書、見積書、図面及び写真等を添付してください。
・住宅の所有者が当該被保険者ではない場合は、所有者の承諾書を添付してください。
・審査の必要に応じて別途カタログや参考書類をお願いする場合があります。ご協力お願い致します。
・保険料の滞納によって支払方法が変更になっている場合は申し出てください。

第1号様式

自立支援

高齢者自立支援住宅改修給付事業申請書（償還払い用）

申請受付番号

フリガナ		保険者番号	132019
利用者氏名	男・女	被保険者番号	
生年月日	明・大・昭　　日　　才		
住所	〒　- 八王子市　　-　　-		
要介護状態	非該当・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5		
住宅の所有者		本人との関係	
	□浴槽交換　　保険住改修を申請する場合	施工事業者名	
		着工日	令和　年　月　日
		完了日	令和　年　月　日
		生活保護	受給している場合はチェック→□
申請金額	円	改修費用 ※市使用欄	円

被保険者本人氏名

住宅の所有者が本人ではない場合（または本人を含む共同所有者がいる場合）は承諾書が必要です。

八王子市長　殿

上記のとおり関係書類を添えて、高齢者自立支援住宅改修費の支給を申請します。

令和　年　月　日

被保険者住所・氏名・印（スタンプ印不可）

申請者（利用者）　住　所

氏　名　　印

高齢者自立支援住宅改修費を下記の口座に振り込んでください。

※ご本人以外（ご家族）の口座を指定する場合は、委任状が必要です。

口座振込依頼欄	銀行 信用金庫 信用組合	本店 支店	預金種目	口座番号
	金融機関コード			
	フリガナ			
	口座名義人			

口座名義人が本人でない場合は、委任状が必要です。（本人口座がない場合に限る。）

ゆうちょ銀行を指定する場合で振込用口座がわからない方はこちらに記入してください。

ゆうちょ銀行口座番号（記号・番号）	記号	―	番号
	フリガナ		
	口座名義人		

（注意）・申請書には、住宅改修が必要な理由書、見積書、図面及び写真等を添付してください。
・住宅の所有者が当該利用者ではない場合は、所有者の承諾書を添付してください。
・審査の必要に応じて、下記の点についてご協力お願い致します。
別途カタログや参考書類の提出
生活保護受給の状況及び介護保険の要介護認定・住宅改修費給付等についての関係機関における調査
この申請及び調査内容について、保険・福祉・医療の各機関に対する情報提供

第1号様式　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　自立支援

高齢者自立支援住宅改修給付事業申請書（受領委任払い用）

申請受付番号

フリガナ		保険者番号	132019
利用者氏名	男	被保険者	
生年月日	明・大 [illegible]		日　才
住所	〒　- 八王子市	電話番号	-　-
要介護状態	非該当・要支援1・2・要介護1・2・3・4・5		
住宅の所有者		本人との関係	
	□浴槽交換 [illegible] 介護保険住宅改修を [illegible] する場合 [illegible] 便器の洋式化	施工事業者名	
		着工予定日	令和　年　月　日
		完成予定日	令和　年　月　日
		生活保護	受給している場合はチェック→□
申請金額	円	改修費用 ※市使用欄	円

被保険者本人氏名

住宅の所有者が本人ではない場合（または本人を含む共同所有者がいる場合）は承諾書が必要です。

八王子市長　殿

上記のとおり関係書類を添えて、高齢者自立支援住宅改修費の支給を申請します。

また、当該申請にもとづき生じる高齢者自立支援住宅改修費給付金の受領及び受領方法の指定に関する権限を下欄の受取人に委任します。

令和　　年　　月　　日

申請者（兼受領委任者）　住　所

氏　名　　　　　　　　　　　　印

被保険者住所・氏名・印（スタンプ印不可）

受領委任契約業者記入欄

〒　-

住　所

（受取人）　事業者名

代表者氏名　　　　　　　　　　　　印

電話　　-　　-

契約書と同じ印（※代表者印）

（注意）・申請書には、住宅改修が必要な理由書、見積書、図面及び写真等を添付してください。
・住宅の所有者が当該利用者ではない場合は、所有者の承諾書を添付してください。
・審査の必要に応じて、下記の点についてご協力お願い致します。
別途カタログや参考書類の提出
生活保護受給の状況及び介護保険の要介護認定・住宅改修費給付等についての関係機関における調査
この申請及び調査内容について、保険・福祉・医療の各機関に対する情報提供

年　月　日

住宅改修の承諾書

所有者の
住所・氏名・印

（住宅所有者）

住　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

被保険者本人の氏名

私は、下記表示の住宅に、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿が

（被保険者・該当者氏名）

レ チェック

別紙、　□　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

□　高齢者自立支援住宅改修給付事業申請書

の住宅改修を行うことを承諾いたします。

なお、原状回復についても両者で確認しました。

改修する住宅の住所

所在地　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

住宅改修が必要な理由書

□介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修
□高齢者自立支援住宅改修

＜基本情報＞

利用者	被保険者氏名		被保険者番号	
	住		明治 大正 昭和 年 月 日	
	要介護認定（該当に○）			5

作成者	現地確認日	令和 年 月
	所属事業所	
	氏名	

作成者が担当の介護支援専門員ではない場合に記入してください

介護支援専門員	所属事業所	連絡先	
	氏名	※PTやOTからの助言や指導は受けていますか	有 ・ 無

※作成者に関わらず必ず記入してください

利用者の身体状況	症状・痛み等		家屋形態：戸建 ・ 集合
	日常生活動作：寝返り・起き上がり		同居家族状況
	日常生活動作：立ち上がり・着座		主に 階で生活
	日常生活動作：歩行・移動		2 利用者のいる居室：専用 ・ 共用
	日常生活動作：段差昇降		3 現在：在宅 ・ 入院中（ / 頃退院予定）
	日常生活動作：その他		4 特記すべき居住形態
介護状況（主な介護者を含む）			
住宅改修により日常生活をどう変えたいか			

＜福祉用具の利用状況と改修後の想定＞

貸与品目	改修前	改修後	購入品目	改修前	改修後
・手すり	□	□	・腰掛便座		
・スロープ	□	□	ポータブルトイレ	□	□
・歩行器	□	□	補高便座	□	□
・歩行補助つえ	□	□	・簡易浴槽	□	□
・車いす	□	□	・自動排泄処理装置の交換可能部品	□	□
（車いす付属品を含む）			・移動用リフトのつり具部分	□	□
・特殊寝台	□	□	・入浴補助用具		
（特殊寝台付属品を含む）			入浴用いす	□	□
・床ずれ防止用具		□	浴槽用手すり	□	□
・体位変換器			浴槽内いす	□	□
・認知症老			入浴台	□	□
・移動用リフ			浴室内すのこ	□	□
・自動排泄処理装		□	浴槽内すのこ	□	□

八王子市では担当の介護支援専門員になるべく作成をお願いしています。

理学療法士や作業療法士等による助言や指導（家屋調査等）を受けているかどうかについて有無を選んでください。

担当の介護支援専門員以外の方が作成する場合は、連携した担当の介護支援専門員を記入してください。

日常生活での、それぞれの動作の様子、困難な現状を記入してください。（改修内容は２Ｐに記入）

在宅か入院中かを選んでください。

改修前と改修後の福祉用具の利用状況を記入してください。

	改善しようとしている生活動作	具体的な困難な状況を記入してください	改修の種類	改修の内容	見積・図面改修番号	改修の目的・効果
排泄	□ トイレまでの移動		1 2 3 4 5 A B C			□出来なかったことを出来るように
	□ トイレ出入口の出入り(扉の開閉含む)					□転倒等の防止、安全の確保
	□ 便座への着座・車いす等からの移乗					□動作の容易性の確保
	□ 衣服の着脱		1 2 3 4 5			□利用者の精神的負担や不安の軽減
	□ 排泄時の姿勢保持					担軽
	□ 後始末					
	□ その他 ( )		A B C			( )
入浴	□ 浴室までの移動					□出来なかったことを出来るように
	□ 衣服の着脱					□転倒等の防止、安全の確保
	□ 浴室出入口の出入り(扉の開閉含む)					□動作の容易性の確保
	□ 浴室内での移動		1 2 3 4 5 A B C			□利用者の精神的負担や不安の軽減
	□ 浴槽の出入り		1 2 3 4 5 A B C			□介護者の負担軽減
	□ 洗い場での姿勢保持(洗体・洗髪含む)					□その他 ( )
	□ 浴槽内での姿勢保持					
	□ その他 ( )					
外出	□ 出入口までの屋内移動		1 2 3 4 5 A B C			□出来なかったことを出来るように
	□ 上がりかまちの昇降					□転倒等の防止、安全の確保
	□ 車いす等、装具の着脱					□動作の容易性の確保
	□ 履物の着脱		1 2 3 4 5 A B C			□利用者の精神的負担や不安の軽減
	□ 出入口の出入り(扉の開閉含む)		1 2 3 4 5 A B C			□介護者の負担軽減
	□ 出入口から敷地外までの屋外移動					□その他 ( )
	□ その他 ( )					
その他	□		1 2 3 4 5 A B C			□出来なかったことを出来るように □転倒等の防止、安全の確保 □動作の容易性の確保 □利用者の精神的負担や不安の軽減 □介護者の負担軽減 □その他 ( )
	□		1 2 3 4 5 A B C			
	□		1 2 3 4 5 A B C			

危険予測ではなく、実際にどのように困難な状況なのかを記入してください。

改修項目ごとに番号をつけて記入してください。番号は図面や写真と一致させるように記入してください。

「何かに掴まれば…」等の記載ではなく、具体的に見た利用者の様子、状況を記入してください。

浴槽交換については、浴槽の深さ、またぎ高さ、困難な動作、入浴状況を記入してください。

トイレ、浴室、玄関等までの移動のための廊下手すりについては、目的に合わせて、「排泄」「入浴」「外出」それぞれの欄に必要事項を記入してください。

「排泄」「入浴」「外出」のため以外の改修については「その他」の欄に記入してください。

	介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修 ・高齢者自立支援住宅改修(住宅改修給付)					高齢者自立支援住宅改修(住宅設備改修給付)		
改修の種類	1 手すりの設置	2 段差の解消	3 床材の変更	4 扉の取替え等	5 便器の取替え	A 浴槽の取替え	B 流し、洗面台の取替え	C 便器の洋式化
改修の内容	縦手すり 横手すり L型手すり 屋外手すり 等	敷居の撤去 スロープ設置 踏台の設置 かさ上げ 等	滑り防止 移動の円滑化 等	引き戸へ 折り戸へ ドアノブの変更 戸車の設置 等	和式から洋式へ 等	浴槽の取替え 等	流し 洗面台 等	和式から洋式へ 等

＜住宅改修（償還払い）の振込口座について＞

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（償還払い用）・高齢者自立支援住宅改修給付事業申請書（償還払い用）に記載する振込先は、被保険者本人が名義人となっている口座をご記入ください。

ご本人名義の口座がない場合のみ、ご家族の口座に振込むこともできます。その場合は、申請書にご家族の口座を記入し、ご本人からの「住宅改修の委任状」（本紙）を添付してください。

住 宅 改 修 の 委 任 状

振込先の口座名義人
（ご家族）　住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

口座名義人について記入してください。

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者（被保険者）との関係＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

私は、上記の者を代理人と定め

レ チェック

□　介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費

□　高齢者自立支援住宅改修給付

の受領に関する権限を委任します。

被保険者本人の住所・氏名・印

令和　　年　　月　　日

申請者（被保険者本人）住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

工事費内訳書記入例

工事費内訳書

○○　○○　様

申請者本人の氏名をフルネームで記載してください。

改修項目番号	部屋名	部分	名称	内容（メーカー名・品番・長さ・面積等）	数量		単価	金額	住宅改修の種類	算出根拠
①	廊下	壁	手すり35∅　1.2m	○○建材製　AA－1A　L＝4000	0.3	本	\15,000	\4,500	1	
			補強版　1.4m	○○建材製　BB－1B　L＝2000	0.7	枚	\5,000	\3,500	1	
			エンド部材	○○建材製　CC－1C	2	個	\2,000	\4,000	1	
			中間受ブラケット	○○建材製　CC－2C	1	個	\2,000	\2,000	1	
			取り付け工賃		1	式		\20,000	1	
			小計					\34,000		
			諸経費		1	式		\3,400		
			値引き					-1,036		
			合計					\36,364		
			消費税					\3,636		
			総合計					\40,000		

理由書、図面、写真と番号を合わせてください。

消費税は小数点以下切り捨てでも切り上げでも構いません。

「材工一式」等内訳が分からない書き方はせず、必ず材料費・施工費・諸経費のように分けて記載してください。
諸経費に設計及び積算の費用を含めることはできますが、写真現像代や申請代行手数料等の経費は支給対象外となります。
施工費を各箇所ごとに設ける場合には、実際にかかった人工代を振り分けて記載してください。

申請の内容を確認させて頂く場合がありますので、必ず電話番号を記載してください。

株式会社○○　八王子市○○町○丁目
電話
FAX
担当　○○（携帯電話番号）

社印

工事費内訳書記入例

工事費内訳書

○○　○○　様

申請者本人の氏名をフルネームで

介護保険・高齢者自立支援・自費部分を適切に按分して記載してください。

改修項目番号	部屋名	部分	名称	内容（メーカー名・品番・長さ・面積等）	数量		単価	金額	介護保険対象部分	高齢者自立支援対象部分	適用外自費部分	住宅改修の種類	算出根拠
	浴室		（施工費）										
			既存浴室解体・撤去費		1.0	式		\75,000	\22,500	\22,500	\30,000		
			上記発生材処分		1	式		\40,000	\13,200	\13,200	\13,600		浴槽はタイル
			ユニットバス組立費		1	式		\85,000	\32,300	\21,000	\31,700		
			土間コンクリート打設		1	式		\50,000	\25,000	\25,000			
			給水・給湯・排水配管工事		1	式		\42,000	\15,000	\27,000			
			電気配線工事		1	式		\10,000			\10,000		
			入口枠取付工事	（UB枠・額縁・周辺補修材工共）	1	式		\45,000	\30,000		\15,000		ドアが対象の場合に枠のみ（額縁、周辺補修材工は対象外）
			（材料費）										
			ユニットバス	▲▲■■H○V1△16□S△2	1	式		\433,920			\183,600		定価723,200　40%引き
①		床	床		1	セット			\156,000			2	メーカー按分表定価260,000　40%引き
②		ドア	折れ戸		1	セット			\27,000			4	メーカー按分表定価45,000　40%引き
④		浴槽	浴槽	ハンドグリップ付（対象外の場合）	1	セット				\48,600		A	メーカー按分表定価89，000-8,000（ハンドグリップ）　40%引き
③		UB壁	手すり	縦型　L＝600	1	セット			\9,360			1	メーカー按分表定価15,600　40%引き
⑤			手すり	横型　L＝600	1	セット			\9,360			1	メーカー按分表定価15,600　40%引き
			ガス給湯器	▲■●　G□－2△50S□w○BL	1	セット		\134,500		\134,500			定価269,000　50%引き
			既存給湯器撤去費		1	式		\8,000		\8,000			
			新規給湯器設置・結び	ガス接続工事は別途	1	式		\30,000		\30,000			
			リモコン	▲■●　R□－91△1S	1	式		\26,400		\13,200	\13,200		浴室分のみ　定価33,000　-台所リモコン（1/2）　20%引き
			リモコン取付	浴室	1	式		\10,000		\5,000	\5,000		浴室分のみ
			循環アダプター	▲■●　H□－F	1	式		\5,320		\5,320			定価7,600　30%引き
			配管カバー	▲■●　H□2○	1	式		\3,850		\3,850			定価5,500　30%引き
			脱衣室内装工事	床・壁・天井	1	式		\50,000			\50,000		
			小計					\1,048,990	\339,720	\357,170	\352,100		
			諸経費					\104,899	\33,972	\35,717	\35,210		
			合計					\1,153,889	\373,692	\392,887	\387,310		
			消費税					\115,388	\37,369	\39,288	\38,731		
			総合計					\1,269,277	\411,061	\432,175	\426,041		

浴槽に対象外（理由書に手すりとして記載が無い）ハンドグリップが付いている、もしくは手すりにシャワーフックといった付属品が付いている場合は、このように定価から付属品の金額を自費に振り分けてください。

理由書、図面、写真と番号を合わせてください。

ユニットバスへの交換につきましては、各項目が適切に按分されていることを確認するため、カタログに加えてメーカーが発行する介護保険申請用の按分表を添付が必要となります。メーカーに問い合わせて請求してください。

申請の内容を確認させて頂く場合がありますので、必ず電話番号を記載してください。

株式会社○○　八王子市○○町○丁目
電話
FAX
担当　○○（携帯電話番号）

社印

■事後申請書類の記入上の注意

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修完了届

フリガナ	ﾊﾁｵｳｼﾞ ﾊﾅｺ	申請受付番号	K-2700000
被保険者氏名	八王子 花子	被保険者番号	1234567890
住　所	八王子市△△町○○○		
施工事業者名	介護保険工務店		
確 認 日			
着 工 日			
完 成 日		日	
理由書作成者 完了後現地確認日	令和　　年　　月　　日		
改修費用支払日 （領収書記載日）	令和　　年　　月　　日	改修費用支払日 における負担割合	割
改修計画時の 居住状態	入院(所)中	退院(所)日	令和　年　月　日 退院(所)

必ず理由書作成者と共に改修後の状態を確認してから完了届を提出してください。

工事に変更があった場合は下欄に記入してください。変更は、市役所に連絡・相談している場合に限ります。

改修費用	円	訂正後の改修費用	円
理　由			

金額の変更があった場合に記入し、変更後の工事内訳書を添付してください。

工事内容の変更があった場合に、理由を簡潔に記入してください。

八王子

事前に確認いただいた内容のとおりに住宅改修が完了したことを、関係書類を添えて報告します。

令和　　年

被保険者住所

被保険者氏名

電話番号

被保険者住所・氏名・印（スタンプ印不可・申請書と同じ印）・電話番号

印 八王子

（注意）　完了届には、領収書及び完了後の状態を確認できる書類（写真）等を添付してください。
入院中は、支給対象になりません、退院後に完了届を提出して下さい。

八王子市確認欄	受付印

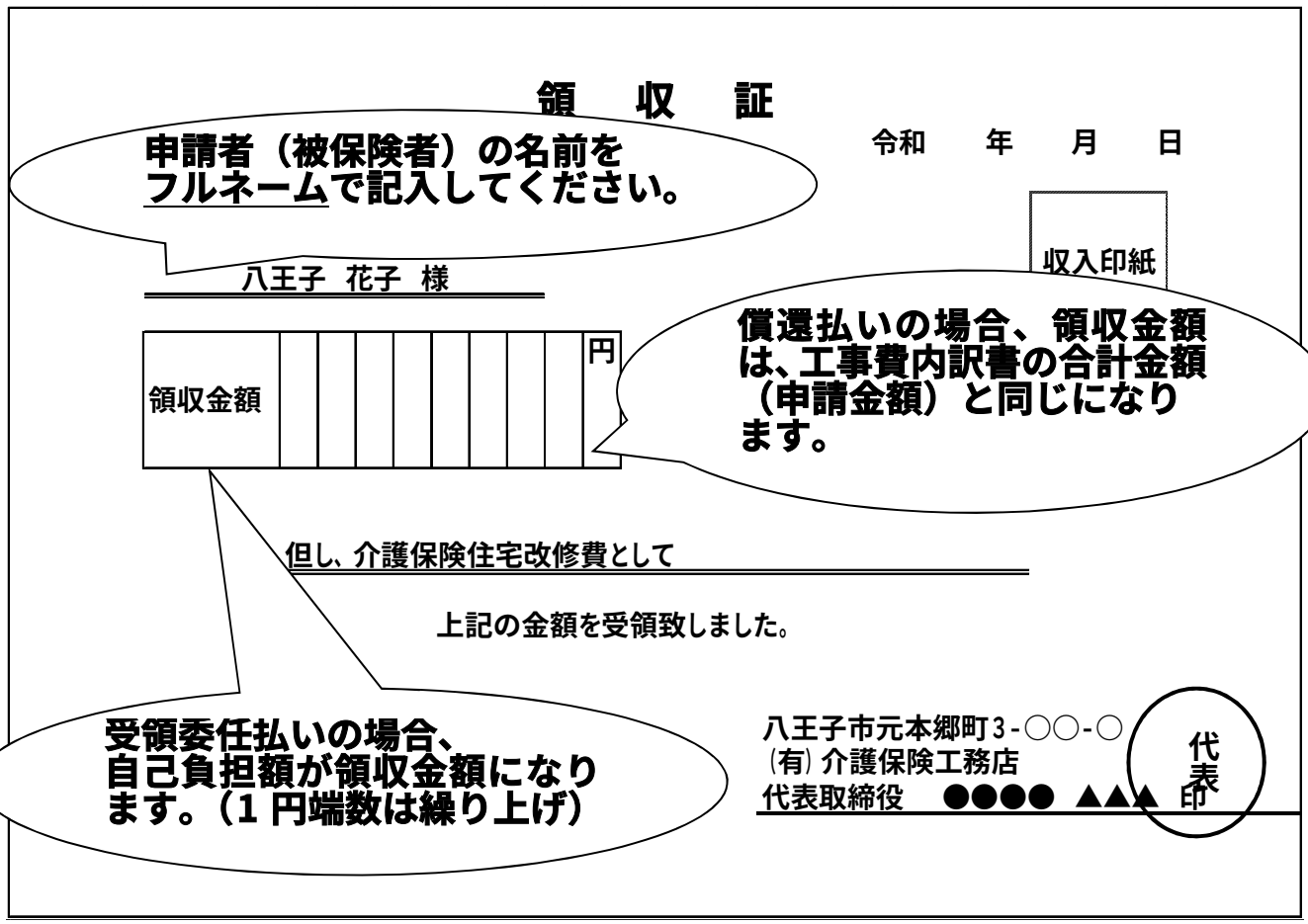

※自己負担は、申請額の１割、２割又は３割。
　申請が２０万円を超える場合は、超える分は全額自己負担。
　　参考：申請額から給付金を引くと自己負担額が算出できる。
　　　１割負担の場合、給付金は最大１８万円
　　　２割負担の場合、給付金は最大１６万円
　　　３割負担の場合、給付金は最大１４万円

受領委任払いの場合は、必ず被保険者の負担割合証を確認してください。

高齢者自立支援住宅改修完了届

フリガナ	ﾊﾁｵｳｼﾞ ﾊﾅｺ	申請受付番号	K-2700000
被保険者氏名	八王子　花子	被保険者番号	1234567890
住　所	八王子市△△町○○○		
施工事業者名	介護保険工務店		
確 認 日			
着 工 日			
完 成 日		日	
理由書作成者 完了後現地確認日	令和　　年　　月　　日		
改修費用支払日 (領収書記載日)	令和　　年　　月　　日		
改修計画時の 居住状態	在宅		

必ず理由書作成者と共に改修後の状態を確認してから完了届を提出してください。

工事に変更があった場合は下欄に記入してください。変更は，市役所に連絡・相談している場合に限ります。

改修費用	円	訂正後の改修費用	円
理　由			

工事内容の変更があった場合に、理由を簡潔に記入してください。

金額の変更があった場合に記入し、変更後の工事内訳書を添付してください。

事前に確認いただいた内容のとおりに住宅改修が完了したことを、関係書類を添えて報告します。

令和　　年

被保険者住所

被保険者氏名　　印 八王子

電話番号

被保険者住所・氏名・印（スタンプ印不可・申請書と同じ印）・電話番号

(注意)　完了届には、領収書及び完了後の状態を確認できる書類(写真)等を添付してください。
入院中は、支給対象になりません、退院後に完了届を提出して下さい。

八王子市確認欄	受付印

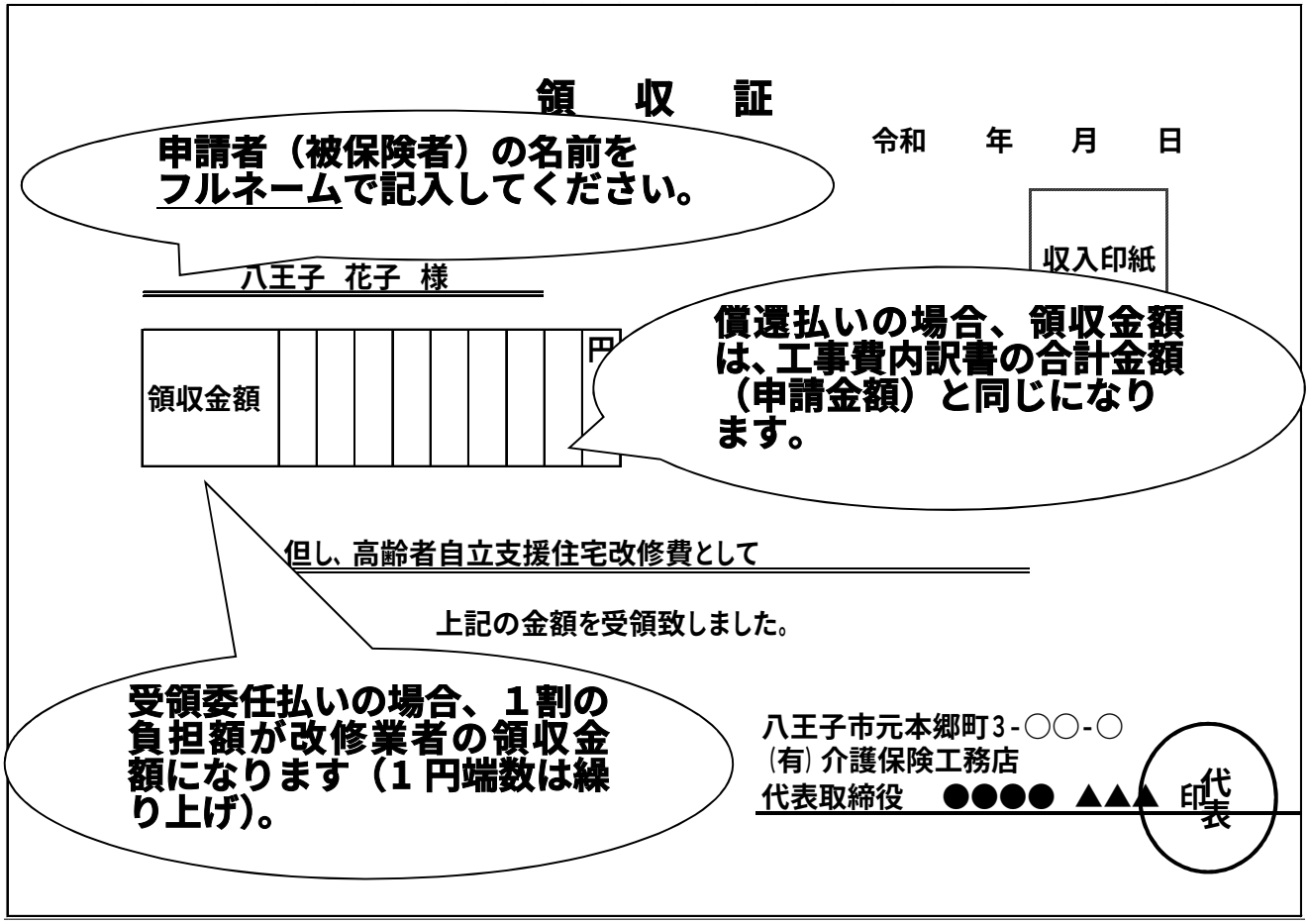

※高齢者自立支援住宅改修の自己負担は、所得額に関わらず申請額の１割。
　申請が支給限度基準額を超える場合は、超える分は全額自己負担。

　生活保護受給者等は、支給限度基準額以内の１割負担の免除を申し出ることができます。

※請求書は高齢者自立支援住宅改修のみ

(高齢者自立支援住宅改修給付用)

請求書

金　額	百	十	万	千	百	十	円

但し、　　付け支給申請の高齢者自　　住宅改修給付費として、

上記の金額を請求いたします。

高齢者自立支援住宅改修完了届の改修費用欄の金額に 0.9 を乗じた金額が給付金額です。（小数点以下切り捨て）

年　　月　　日

住 所

氏 名　　㊞

八王子市長殿

被保険者住所・氏名・印（スタンプ印不可・申請書と同じ印）

※支払金口座振替依頼書は高齢者自立支援住宅改修の受領委任払いのみ

支払金口座振替依頼書

改修業者の口座情報を記入してください。

年　　月　　日

振込先金融機関名	銀　行 信用金庫		店
預金種目	普通　当座	口座番号	
振込口座名	住所		
	氏名 (名称)	フリガナ	

上記の振込口座にお振込みください。

八王子市長殿

住所

フリガナ

債権者　氏名
(名称)　　㊞

被保険者住所・氏名・印（スタンプ印不可・申請書と同じ印）・電話番号

電話番号　（　　）

■介護保険住宅改修費Ｑ＆Ａ

このＱ＆Ａは、平成１２年４月２８日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬に係るＱ＆Ａ　vol.2」等の文書や、独立行政法人福祉医療機構が運営する“ＷＡＭ　ＮＥＴ”（http://www.wam.go.jp）に掲載された、厚生労働省のＱ＆Ａから抜粋したものです。

※工事が完了した後に質問したと思われるものがいくつかありますが、住宅改修の申請は事前申請が必須であり、事後申請のみでは改修費を支給することができませんのでご注意ください。

１.手すりの取付け　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【手すりの形状】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）

Ｑ１　手すりには、円柱型などの握る手すりのほか、上部平坦型（棚状のもの）もあるが、住宅改修の支給対象となるか。

Ａ１　支給対象となる。高齢者によっては、握力がほとんどない場合やしっかり握れない場合もあるので、高齢者の身体の状況に応じて手すりの形状を選択することが重要。

【手すりの取り替え工事について】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）

Ｑ２　介護保険施行前に設置した手すりが老朽化したことから、その手すりを撤去し、手すりを設置する場合は、対象となるか。

Ａ２　単に老朽化したとの理由であれば認められません。

【手すりの付け替えについて】（WAM NET 15.11.7 厚生労働省回答）

Ｑ３　介護保険施行前に設置してある手すりが、設置位置が悪いので付け替える場合はどこまで対象になるか。（取り外し費用、取り付け費用）

Ａ３　介護保険施行前に設置した手すりを撤去し、新たに手すりを設置する場合、単に老朽化したとの理由であれば認められないとされているが、要介護者の心身の状況からみて、現状では手すりの設置位置が適切でないために手すりを付け替える場合は、要介護者の自立支援、介護者の負担軽減の観点から、手すりの取り付け費用はもちろんのこと、古い手すりの取り外し費用も付帯工事として、住宅改修の給付の対象となる。

【階段への手すりの取り付けについて】（WAM NET 13.2.8 厚生労働省回答）

Ｑ４　「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」の「手すりの取付け」の「廊下、便所、浴室、玄関等に…」の等には、階段も含まれると考えてよいか。

Ａ４　階段も含まれる。

【屋外から出入りする便所内への手すり取り付けについて】（WAM NET 13.3.2 厚生労働省回答）

Ｑ５　農家などに見受けられる「屋外からのみ利用できる便所」内への手すり取り付けは、住宅改修の支給対象となるか。尚、この便所は居宅と一体的に建築されており、居室内からのみ利用できる便所は別にある。しかし、要介護度の軽い被保険者がリハビリを兼ねて農作業等をする時に、屋内に入らずとも使用できるため、屋外からこの便所をよく利用している。

この場合、屋外用・屋内用両方の便所とも同時に住宅改修（手すり取り付け）の支給対象としてよろしいか。

Ａ５　貴見のとおりで差し支えありません。

【屋外の手すり設置について】（WAM NET 13.3.27 厚生労働省回答）

Ｑ６　道路に沿った敷地内に「外出の機会を増やす」という目的で手すりを設置することは可能ですか。

Ａ６　道路関連法令に抵触しなければ支給対象として差し支えない。

【屋外の手すり設置について】（WAM NET 16.4.23 厚生労働省回答）
Q7　介護保険法施行規則第７４条の条文から住宅改修は「原則として住宅内」の工事と判断します。例外的に『介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成１２年１月３１日老企第３４号）』で「玄関から道路までの通路」も工事の対象と考えますが、今回、門を出て公道に沿った敷地内の壁に手すりを設置する工事が行われました。
　この件についての住宅改修費の取扱いについてお伺いします。なお、実際に歩くのは市道であり、手すりは敷地側に傾いたコンクリートの壁に取り付けられているので、結果的に敷地内に設置されている。

A7　道路関連法令に抵触しなければ支給対象として差し支えません。

【屋外の手すりの設置等について】（WAM NET 16.7.8 厚生労働省回答）
Q8　屋外における手すりの取付けや段差解消工事は「玄関から道路までの通路等」の工事であり、屋外での工事は原則として道路へ行く（住居敷地外へ出る）ためのものと認識している。そこで、直接道路に行くものではなく、要介護者等が庭で「洗濯物を干したり」、「庭の畑に行く」ために手すりの取付けや段差解消工事を行う場合、保険給付の対象とならないと考えるが、いかがなものか。
　平成１２年１１月１６日厚生省告示第３４８号で、手すりの取付けは「玄関等」から「玄関、玄関から道路までの通路等」に改められたが、改正の趣旨は外出など移動の確保等、日常生活上真に必要なものに限定されると解され、目的、必要性などを勘案してやむをえないものに限り認めるべきと考えるが、もう少し拡大解釈してもよいものでしょうか。

A8　貴見の通り、必要性があると保険者が認めるならば、屋外においても対象として差し支えない。

【手すりの取り付けについて】（WAM NET 13.2.8 厚生労働省回答）
Q9　和式の居室において、立ちあがり動作困難な場合や移動動作に使用するため、柱と柱を利用したり、壁を利用して、手すりを取り付けることは、居室内でも手すりの取り付けとして住宅改修の支給対象となるか。

A9　支給対象になる。

【手すり取り付けの新工法について】（WAM NET 13.2.8 厚生労働省回答）
Q10　手すり取り付けに際しての壁面等の下地補強等は、「住宅改修に付帯して必要な改修」であり、保険適用可です。ところで、先日以下のような問題が発生しました。すなわち、手すりの取り付けを希望するが、車椅子の使用も必要という。ところが、廊下の幅は１メートル程度とのこと。そのため、従来の金具を使用しての取り付けでは、手すりの部分が片側だけでも１０センチ程度の出っ張りとなるという。そのため、廊下の幅が狭くなり、車椅子での走行困難とのこと。そこで、壁に手すり取り付け用の溝を作り、ここへ手すりを埋め込むような形で設置する工法によるならば、廊下の幅を狭めずに手すり設置可、車椅子の使用も可、という。
　このように、壁に手すり取り付け用の溝を作ることも「付帯する改修」、と見なしうるや否や、ご教示を乞います。

A10　この場合、支給対象としてもやむを得ないと考える。

【ねじを使用しない手すりの取り付け】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）
Q11　住宅改修における手すりの取り付けには、ねじで止めることが必要とあるが、特許を取得した固定剤（エポキシ剤）による取り付けは住宅改修に当たらないのか。

A11　住宅改修にあたると考えます。

【マグネット式の手すりについて】（WAM NET 13.3.27 厚生労働省回答）

Q12　マグネット式の手すりについて、マグネット式であっても、ユニットバス等についてはビスが効かない、接着剤では剥がれやすい、接着度はビス等と遜色ないかそれ以上であるといったことが専門的な意見としてある場合、認めてもよろしいでしょうか。

A12　安全耐荷重が確認されれば支給対象として差し支えない。なお、一般的に安全耐荷重が確認されるものは取り外しは容易ではないと考えられる。

【取外し可能な手すりの取り扱いについて】（WAM NET 16.11.8 厚生労働省回答）

Q13　「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」（平成１２年１月３１日老企第３４号）によると、住宅改修の対象となる手すりは固定している事が条件になっていますが、この度、手すりの両端が取外し可能な金具を用いた手すりの取付工事が行われました。手すりは、扉の前に取り付けられてあり、手すりを使う時は、手すりの両端をロックして使用する構造となっていますが、扉を使用する時には、金具を除く手すり全体を取り外しています。

　扉を利用する時に、はね上げる、可変式の手すりの場合は、手すりの片方が固定されている事から住宅改修の対象と考えられますが、取外し可能な手すりは、固定の条件に明らかに抵触しているため、住宅改修の対象外と思われます。この取外し可能な手すりの取り扱いについて、ご教授ください。

A13　扉を使用するとき以外は、手すりとして使用するものであり、金具は固定するための工事が行われている。保険者が必要と判断したら、住宅改修の支給の対象として差し支えない。

【手すり取り付けにかかるクロスの張り替えについて】（WAM NET 13.3.27 厚生労働省回答）

Q14　手摺りの取り付けの下地補強の際、張り替えの必要になったクロスの費用は介護保険の住宅改修の対象とできるのか。

A14　下地補強した部分のみのクロスに係る費用は対象としても差し支えないと考えますが、下地補強に伴って壁全体のクロスを張り替えたのであるならば、クロスの費用を対象とすることはできない。

【廊下に設置されている洗面台の撤去に係る費用について】（WAM NET 16.5.10 厚生労働省回答）

Q15　廊下に設置されている洗面台の移設に係る費用は対象外とあるが、手すりの設置のため廊下にある洗面台の撤去に係る費用は対象となるか。

A15　要介護者や住宅の状態を勘案して、保険者が適当だと判断すれば、手すり設置のための付帯工事として、洗面台の撤去費用は保険給付の対象として差し支えがない。

2.段差の解消　＊＊

【上がり框（かまち）の段差緩和工事】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）
Q1　上がり框の段差の緩和のため、式台を設置したり、上がり框の段差を二段にしたりする工事は支給対象となるか。

A1　式台については、持ち運びが容易でないものは床段差の解消として住宅改修の支給対象となるが、持ち運びが容易なものは対象外となる。また、上がり框を二段にする工事は床段差の解消として住宅改修の支給対象となる。

【段差解消・手すり】（12.11.22 介護保険最新情報 vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について）
Q2　玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は住宅改修の支給対象となると解してよろしいか。

A2　貴見のとおり。対象となる工事の種類は、通路への手すりの設置、通路へのスロープの設置、コンクリート舗装への変更等である。

【段差の解消】（12.11.22 介護保険最新情報 vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について）
Q3　玄関から道路までの通路の階段の段差を緩やかにする工事は住宅改修の支給対象となるか。

A3　玄関の上がり框（かまち）への式台の設置等と同様に、段差の解消として支給対象となる。

【階段の蹴込みについて】（WAM NET 13.8.7 厚生労働省回答）
Q4　透かし階段に蹴込み板を取り付ける工事は、高齢者の階段での転倒防止には有効な手段であると考えられるが、「段差の解消」にも「床又は通路面の材料の変更」にも該当しないため、住宅改修費の支給対象外でしょうか。

A4　貴見のとおり。

【階段の段差解消について】（WAM NET 16.4.27 厚生労働省回答）
Q5　四肢の筋力が低下し２階の居室に移動が困難なため、階段の段数を増やし段差を解消すること（既設の階段の取替え）は、住宅改修の支給対象としてよろしいか。（階段の手摺りも同時に取付ける）
※一段の高さを　２３６mm→１８０mm に変更

A5　段差の解消となる。（手すりの取り付けも当然対象となる）

【階段の段差解消について】（WAM NET 16.9.16 厚生労働省回答）
Q6　一般的には、身体状況の変化により、既存のスロープでは対応できず、スロープの角度を緩やかにする工事は段差解消に該当する工事と思われます。階段の段数が増えれば、一段当たりの蹴上げの高さが低くなるので段差解消になるとされていますが、この度、蹴上げの高さは変えずに、踏み面を広げて、階段の角度を緩やかにする工事が行われました。１階と２階の間の高さ、それぞれの蹴上げの高さが共に変わらない事から、保険者としては段差解消の工事には該当しないと考えますが、この工事内容が段差解消の対象になるか、ご教授ください。

A6　踏み面を広げることが自立支援に即していると判断できれば、支給対象としても差し支えないと考えております。

【玄関の段差解消に伴う床の解体費について】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）

Q7　玄関の段差解消を行うため、スロープを設置する際にもともとある床を解体する必要がある場合、その床の解体費についても段差解消に必要な費用として住宅改修費の対象として良いか。

A7　このような場合、スロープの設置工事に付帯するものと考えられます。

【既存のスロープを撤去するのにかかる費用】（WAM NET 13.2.8 厚生労働省回答）

Q8　新しいスロープを設置するため、既存のスロープ、その他その周りのブロック、犬走り等を撤去しなければならない。それにかかる費用は介護保険給付の対象になるのでしょうか。また、それらを撤去した際に出たガラを処分するため、運搬者への積み込み及び運搬にかかる費用、ガラの捨て場代にかかる費用はどうでしょうか。また、工事全般にかかる諸材の運搬や片付けにおいてはどうでしょうか。

A8　既存のスロープが古くなったというだけでは、支給の対象とはなりません。なお、利用者の身体的変化が生じたので、それに伴い、既存のスロープでは対応できない場合に、既存のスロープを壊して、なおかつ、新たにスロープを設置する必要があるのであればこれらの費用も支給対象となる。

【庭に通路を新設する工事について】（WAM NET 15.8.13 厚生労働省回答）

Q9　下肢筋力低下のため玄関から道路に至る既存の通路の傾斜が強く感じるようになり通行が困難になってきた。この度、玄関から庭を横切って道路に至る傾斜の緩やかな通路を新設する工事が行なわれた。平成 12 年 3 月 8 日老企第 42 号の 3‐(2)「新築又は増改築の場合」の考え方によると、今回の緩やかな通路を新設する工事は住宅改修の対象外と思われるが、この工事に関する考え方について、ご教授ください。

A9　通路の新設は対象外である。

【スロープの固定について】（WAM NET 16.8.4 厚生労働省回答）

Q10　「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成１２年１月３１日老企第３４号）」の記載内容から住宅改修の対象となる手すりは取付けに際し工事を伴うものと判断できます。また、段差の解消に用いるスロープについても、取付けに際し工事を伴うものと判断できます。
以上の点を踏まえて、次の２点について質問いたします。
①玄関から道路までの通路部分について、段差解消として木製のスロープを用いていますが、スロープは地面の上に置き、一部を土に埋めています。この行為がスロープの固定に伴う工事と言えるか？
②玄関から道路までの通路部分について、段差解消として木製のスロープを用いており、転倒防止の為に手すりを取付けています。スロープは地面の上に置き、一部を土に埋めています。手すりは支柱の内の１本をネジでコンクリート部分に固定し、その他の支柱は土の中に埋めています。土の中に埋めている手すりの支柱とスロープをネジで止めています。これらの行為がスロープの固定に伴う工事と言えるか？

A10　①については、一部を土に埋めて、スロープが固定されているのであれば、住宅改修の対象となる。また、②については、ネジ等で取り付ける簡易なものも工事とするので、住宅改修の対象となる。

【玄関以外のスロープ】（12.11.22 介護保険最新情報 vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について）

Q11　居室から屋外に出るため、玄関ではなく、掃出し窓にスロープを設置する工事は対象となるのか。また、スロープから先の道路までの通路を設置する工事は対象となるのか。

A11　玄関にスロープを設置する場合と同様に、スロープは段差の解消として、通路の設置も通路面の材料の変更として、住宅改修の支給対象となる。

【住宅改修における「玄関まわり」の範囲について】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）

Q12　住宅改修における「段差の解消」について、住宅の出入り口に関しては「玄関まわり」との記載があります。玄関のドアの大きさ等から玄関からの出入りが困難であり、掃き出し窓、縁側等から車いすでの出入りを行っている場合、当該掃き出し窓、縁側と地面との段差解消について、住宅改修費給付の対象としてよいでしょうか。

A12　玄関にスロープに設置する場合と同様に、床段差の解消として住宅改修の対象となる。

【ベランダの段差解消について】（WAM NET 13.8.7 厚生労働省回答）

Q13　要支援の認定を受けているひとり暮しの人が、洗濯物を干す等のためベランダから出入をする必要がある時に、ベランダと部屋の段差解消を住宅改修として認めてよろしいでしょうか。

A13　ベランダと部屋間の段差の解消も移動という基本動作を支援するためのものであるので、住宅改修費の支給対象としてよろしい。

【土間を居室にすることは床段差の解消になるか】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）

Q14　現在入院中の要介護者が帰宅するに当たり、店舗付き３階建て住宅（各階約１０坪）の１階部分の従来店舗として使用していた土間部分（約５坪）に高さ２０ｃｍ程度の根太を置き、その上に床を張って居室とする住宅改造を計画している。身体の状況から２～３階に住めないことから、要介護者の居室にするものであるが、床段差の解消として認めることができるか。

A14　この場合、床段差の解消に該当すると考えます。

【移動の妨げとなる土間について】（WAM NET 13.2.8 厚生労働省回答）

Q15　同一建物内で居室から便所に至るまでの間に土間があり移動の妨げとなっている場合に、この土間に板を張って通路を確保する工事は床段差の解消として保険給付の対象としてよろしいか。

A15　貴見のとおりです。

【浴室の段差解消工事】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）

Q16　床段差を解消するために浴室内にすのこを制作し、設置する場合は住宅改修の支給対象となるか。

A16　浴室内すのこは、特定福祉用具の入浴補助用具の浴室内すのこ（浴室内において浴室の床の段差の解消ができるものに限る）に該当するものと考えられるので、住宅改修ではなく福祉用具購入の支給対象となる。

【段差の解消の取扱い】（14.3.28 事務連絡 運営基準等に係る Q&A）

Q17　平成 12 年 12 月に住宅改修の種類が「床段差の解消」から「段差の解消」と改正されたが、これに伴い高齢者が自立して入浴又は介助して入浴できるよう、浴室床と浴槽の底の高低差や浴槽の形状（深さ、縁の高さ等）を適切なものとするために行う浴槽の取替も「段差の解消」として住宅改修の給付対象として取り扱ってよいか。

A17　浴槽の縁も、玄関の上がり框と同様「段差」に含まれるものとして取り扱って差し支えないものと考える。

【ユニットバスによる段差解消・床材変更の可否について】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）
Q18　浴室の段差解消・滑りにくい床材への変更をユニットバス（壁・床・天井・浴槽が一体のもの）の購入設置により行う場合、給付の対象とすることは可能でしょうか。（ただし、給付対象額の算出は購入設置費用総額を面積按分で算出するもの）

A18　貴見のように、按分することが可能であれば、給付の対象とすることができるものと考えます。
→29 ページ参照

【住宅改修の範囲について】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）
Q19　浴室の改修について、段差の解消や手すりの取り付け等のため、従来ある浴室を改修するのではなく、ユニットバスのようにまるごと取り替える場合も、住宅改修として算定してよろしいでしょうか。または、全体的に取り替える場合は、個々の費用を算定し、その部分において改修費とするのでしょうか。

A19　按分することが可能であれば、給付の対象とすることができると考えます。→29 ページ参照

【住宅改修の対象について】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）
Q20　浴室段差解消の住宅改修を行う場合で，ユニットバスによる段差解消は，段差解消の工事費が特定できないうえ，主たる改修が浴槽と浴室全体である（段差解消はその付随的なものと捉える）ので給付対象外となると考えますがよろしいですか？

A20　工事費を按分することが可能であれば、給付の対象とすることができるものと考えます。
→29 ページ参照

【浴室の床段差の解消について】（WAM NET 13.3.27 厚生労働省回答）
Q21　浴室の床のかさ上げ等は住宅改修として認められています。（平成１２年１月３１日老企第３４号）浴槽に入りやすくするため、床を上げるのではなく（床レベルはそのままで）、浴槽を下げることも住宅改修として認めてよいと考えますが、いかがでしょうか。

A21　貴見のとおりである。

【段差の解消について】（WAM NET 15.6.19 厚生労働省回答）
Q22　浴室よりも脱衣室のほうが床が低い場合、脱衣室の床上げは住宅改修の対象とみなして良いか。

A22　貴見のとおりです。

【浴槽の縁を高くする工事について】（WAM NET 16.7.13 厚生労働省回答）
Q23　この度、浴槽の縁に腰掛け、体の向きを変えて入浴する為に、浴槽の縁を高くする工事が行われました。浴槽の縁に腰掛けるために浴槽の縁を高くする工事が住宅改修の対象になるかお尋ねします。

A23　本工事は、その目的が段差を解消するためのものではないと思われるので、住宅改修の対象外。

【段差の解消に伴う付帯工事の取扱】（14.3.28 事務連絡 運営基準等に係る Q&A）
Q24　（住宅改修）脱衣所と浴室床の段差を解消するため、浴室床のかさ上げ又はすのこの設置（住宅改修に係るものに限る）を行ったが、浴室床が上がったために行う次の①から③の工事について、段差解消に伴う付帯工事として取り扱うこととしてよいか。
①水栓の蛇口の下に洗面器が入らなくなったために、水栓の蛇口の位置を変更。
②浴室床が上がったために、相対的に浴槽の底との高低差が増え、浴槽への出入りが困難かつ危険になった場合の浴槽をかさ上げするなどの工事
③②の状態で、技術的に浴槽のかさ上げが困難な場合の浴槽の改修又は取替の工事

A24　①から③いずれの場合も介護保険の住宅改修の給付対象として差し支えない。

【段差解消に伴う扉の取り替えについて】（WAM NET 13.3.27 厚生労働省回答）

Q25　扉に附属する敷居を段差解消のため取り替えることに伴い、今ある扉を別のものに新調しなければならない場合、扉の費用は保険給付の対象となるのか。

A25　付帯する工事として保険給付の対象となる。

【トイレ出入り口等の沓ずり（敷居）撤去に伴う扉の補修について】（WAM NET 13.3.29 厚生労働省回答）

Q26　トイレ出入り口等の沓ずりを撤去する段差解消工事を行った場合、扉と床との間に隙間が生じるが、この隙間を無くすためにドアの一部を補修する（継ぎ足し）費用は住宅改修の付帯工事として認めてよいと思うがいかがでしょうか？例えば、この段差解消工事に併せて扉を引き戸に変更する場合は「引き戸等への扉の取替え」として給付の対象となるが、住宅の形状により引き戸への変更が不可能である場合、既存の扉を利用した補修工事を認めることが適当であると思われます。

A26　付帯工事として支給が可能。

【段差解消機等の設置】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）

Q27　昇降機、リフト、段差解消機等の設置は住宅改修の支給対象となるか。

A27　昇降機、リフト、段差解消機等といった動力により床段差を解消する機器を設置する工事は住宅改修の支給対象外である。なお、リフトについては、移動式、固定式又は据え置き式のものは、移動用リフトとして福祉用具貸与の支給対象となる。

【ホーム用エレベータ及び階段昇降機の設置について】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）

Q28　ホーム用エレベータ及び階段昇降機の設置については、居宅介護住宅改修費等の支給の種類に該当しないと考えられるがいかがか。また、階段昇降機は取り付けに工事を伴うため、福祉用具貸与種目である移動用リフトとしても該当しないと考えてよろしいか。

A28　貴見のとおりです。

【床段差の解消】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）

Q29　昇降機，リフト，段差解消機等動力により床段差を解消する機器は除かれるとあるが，動力によらず，手動の場合は，支給の対象となるか。

A29　手動であっても、これらの設置工事は対象外となります。

【昇降機設置のための犬走り撤去について】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）

Q30　掃き出し窓の下に居室への出入りを容易にするため昇降機設置を検討しているが、現在あるコンクリート製の犬走りが邪魔になるため、その撤去が必要となる。撤去に要する費用は床段差を解消するための必要な住宅改修として給付対象になるか。

A30　昇降機の設置は、住宅改修の対象外であることから、犬走りの撤去工事は付帯する工事とは考えられません。

３.滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更　＊＊＊＊＊

【滑り止めのゴム】（12.3.31 事務連絡 介護保険最新情報 vol.59 介護報酬等に係る Q&A）
Q１　住宅改修費について、階段に滑り止めのゴムを付けることは、「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」としてよいか。

Ａ１　「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」に当たる。

【床材の表面加工】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）
Q２　滑りの防止を図るための床材の表面の加工（溝をつけるなど）は、住宅改修の支給対象となるか。また、階段にノンスリップを付けたりカーペットを張り付けたりする場合は支給対象となるか。

Ａ２　いずれも床材の変更として住宅改修の支給対象となる。なお、ノンスリップが突き出していたり、あまりに滑りが悪いとつまづき転落する危険性もあるので、工事に当たっては十分に注意が必要である。

【通路面の材料の変更】（12.11.22 介護保険最新情報 vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について）
Q３　通路面について、滑りの防止を図るための舗装材への加工（溝をつけるなど）や移動の円滑化のための加工（土舗装の転圧など）は、住宅改修の支給対象となるか。

Ａ３　いずれも、通路面の材料の変更として住宅改修の支給対象となる。

【設置工事の必要のない滑り止めのための床材について】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）
Q４　工事や取り付け作業を要さず（床への張り付けや釘止めも不要）、床におくだけの厚さ数ミリの滑り止め用床材については、設置工事等を要さず、床段差解消にも該当しないことから住宅改修の対象とはならず、特定福祉用具にも該当しないことから保険給付の対象とならないと考えるがよろしいか。

Ａ４　貴見のとおり、床に置くだけであれば住宅改修にも特定福祉用具の購入にも該当しません。

【浴室内の床材の変更について】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）
Q５　平成１２年１月３１日付老企第３４号厚生省老人保健福祉局企画課長通知「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」によると、厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類のうち（３）滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更は「浴室においては床材の滑りにくいものへの変更」とある。
　これについて、滑り止め機能を有するマットを浴室内に敷くこと（床面への接着はしない）も対象となると考えてよいでしょうか。それとも、入浴補助用具として福祉用具購入費の支給の対象となるのでしょうか。

Ａ５　マットを浴室内に置くだけであれば、住宅改修の対象としておりません。また、福祉用具の購入の対象としても扱っておりません。

【浴槽内すべり止めマットについて】（WAM NET 12.6.9 厚生労働省回答）
Q６　浴槽内の固定式滑り止めマットは、清掃等の利便性を考えマットを固定せず取り外し可能な状態にした場合でも算定できますか。

Ａ６　滑り止めマットについては、固定してもしなくても住宅改修の対象にはなりません。

【廊下の滑り止め改修材について】（WAM NET 13.2.8 厚生労働省回答）
Q7　転倒防止のためゴム製の床材を廊下に貼り付けた場合、住宅改修の対象となると思われるが、いかがか？

A7　強力な接着剤等で貼り付けるのであれば対象となる。

【滑り止めシートについて】（WAM NET 15.7.14 厚生労働省回答）
Q8　被保険者の寝室は 2 階にあり、階段の上り下りは日常生活を送るうえで、必要不可欠である。被保険者は、下肢筋力低下のため階段からの転落の危険を防止する目的で階段の横に手すりの取り付けと階段の段鼻（踏面の先端）に滑り止めのシートを貼り付けた。階段の横に手すりを取り付ける工事は住宅改修の対象と考えられるが、滑り止めシートを貼る場合も住宅改修の対象になるか？

A8　床材の変更に関しては、設置のために接着等の工事を伴うものであれば、対象として差し支えない。ただし、浴室の滑り止めマットのように本来そのまま敷くだけのものについては、接着剤等により固定したとしても対象とはならない。

【滑り止め塗料の塗布による改修について】（WAM NET 16.4.26 厚生労働省回答）
Q9　石やタイル、木材等に滑り止めの塗料を塗布することで微細な穴が開き、表面張力により滑りにくくするという改修は、床材の取り替え等として対象とすることができるのかどうかについてお尋ねします。当該製品を使った石やタイル、木材等を使用し床材の変更を図るものについては、当該製品に係る付加価値部分を含め対象とすることは妥当と考えますが、当該製品のみでは床材等になりえないことから、塗布による改修は認められないものと考えますが、ご回答の程よろしくお願いします。

A9　塗布による工法においても対象となります。しかし、この工法を利用することの妥当性・必要性について検討した上で判断してください。

【通路面の材料の変更】（12.11.22 介護保険最新情報 vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について）
Q10　通路面の材料の変更としてはどのような材料が考えられるか。また、この場合の路盤の整備は付帯工事として支給対象となるか。

A10　例えば、コンクリート舗装、アスファルト舗装、タイル舗装、レンガ舗装等が考えられる。路盤の整備は付帯工事として支給対象として差し支えない。

【廊下の床の取替えについて】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）
Q11　廊下の床の取替えについては、住宅改修告示において「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更」となっているが、車いすの通行により痛んだ廊下の床材を取り替えることについても、「移動の円滑化」として住宅改修の対象と考えてよいのか？

A11　老朽化や物理的、化学的な摩耗、消耗を理由とするのであれば改修は対象外です。

【畳敷への変更】（29.7.30 全国介護保険担当課長会議資料平成２９年介護保険制度の改革等に関するＦＡＱ）
Q12　「滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更」について、居室においては、畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更等が想定されると通知されているが、畳敷から畳敷（転倒時の衝撃緩和機能が付加された畳床を使用したものなど同様の機能を有するものを含む。以下同じ。）への変更や板製床材等から畳敷への変更についても認められるか。

A12　居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合には、お尋ねのような変更（改修）についても認められる。

4.引き戸等への扉の取替え　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【扉工事】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）
Q1　扉そのものは取り替えないが、右開きの戸を左開きに変更する工事は住宅改修の支給対象となるか。

A1　扉そのものを取り替えない場合であっても、身体の状況に合わせて性能が代われば、扉の取替として住宅改修の支給対象となる。具体的には右開きの戸を左開きに変更する場合、ドアノブをレバー式把手等に変更する場合、戸車を設置する場合等が考えられる。

【扉の変更について】（WAM NET 13.8.6 厚生労働省回答）
Q2　ドアノブを変更するために、扉ごと取り替えた場合、給付対象としてよろしいでしょうか。（開き戸から開き戸への変更です。）

A2　身体的事由による変更であれば可、単に古くなったなどの理由による場合は不可。

【ドアノブについて】（WAM NET 16.10.26 厚生労働省回答）
Q3　ドアノブについてお伺いいたします。「介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて」平成１２年１月３１日　老企第３４号）によると、「引き戸等への扉の取替え」では、ドアノブの変更と記載されています。平成１２年４月２８日付厚生省老人保健福祉局老人保健課事務連絡「介護報酬等に係るＱ＆Ａ　Vol.２」にはレバー式把手等と記載されています。
　被保険者の身体状況から、棒状の把手やプッシュ・プル式の把手を採用している工事が行われ、保険者としても十分納得いく内容の工事と思われます。レバー式把手等の「等」には、棒状の把手やプッシュ・プル式の把手も含まれると思いますが、いかがですか？

A3　高齢者の身体の状況により、棒状の把手やプッシュ・プル式の把手を保険者が適当と判断すれば、住宅改修費の支給対象となる

【引き戸の取替工事】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）
Q4　既存の引き戸が重く開閉が容易でないため、引き戸を取り替える場合は住宅改修の支給対象となるか。

A4　既存の引き戸が重く開閉が容易でないという理由があれば支給対象となる。ただし、既存の引き戸が古くなったからといって新しいものに取り替えるという理由であれば、支給対象とはならない。

【浴室の扉の取り替えについて】（WAM NET 12.4.29 厚生労働省回答）
Q5　車椅子利用者が浴室の扉を一人で閉められないために、扉の幅を広げ、位置をずらすことは住宅改修の対象としていいか。引き戸から引き戸への変更であった場合でも可能なのか。工事の趣旨からすれば可能だと思われるがいかがでしょうか。

A5　貴見の通り、要介護者、要支援者の身体状況に基づいた理由による住宅改修ならば可能です。

【扉の取り替え】（12.11.22 介護保険最新情報 vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について）
Q6　門扉の取替えは、住宅改修の支給対象となるか。

A6　引き戸等への扉の取替えとして支給対象となる。

【不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用について】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）
Q7　住宅改修の際不要となった便器・扉等の撤去費用及び処分費用は給付対象になるでしょうか。

A7　これらの費用は「引き戸等への扉の取替え」又は「洋式便器等への便器の取替え」の工事を行う際に当然、付帯する行為であることから給付対象になると考えます。

【扉の取り替えに伴う付帯工事について】（WAM NET 15.9.29 厚生労働省回答）
Q8　開き戸を引き戸にした場合、引き戸を引く壁面にコンセントがあり、引き戸を引く際に支障がある場合コンセントの移設工事費は住宅改修の扉の取り替えの付帯工事として支給対象となるでしょうか。また、付帯工事としてどこまで対象となるでしょうか。

A8　必要最小限と認められる範囲につき、市町村の判断で支給対象としてよい。
→八王子市では、審査の上、対象としています。

5.洋式便器等への便器の取替え　＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊

【洋式便器の改修工事】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）
Q1　リウマチ等で膝が十分に曲がらなかったり、便座から立ち上がるのがきつい場合等に、既存の洋式便器の便座の高さを高くしたい場合、次の工事は便器の取替として住宅改修の支給対象となるか。
①洋式便器をかさ上げする工事 ②便座の高さが高い洋式便器に取り替える場合 ③補高便座を用いて座面の高さを高くする場合

A1　①は支給対象となる。②については、既存の洋式便器が古くなったことにより新しい洋式便器に取り替えるという理由であれば、支給対象とはならないが、質問のように当該高齢者に適した高さにするために取り替えるという適切な理由があれば、便器の取替として住宅改修の支給対象として差し支えない。③については、住宅改修ではなく、腰掛け便座（洋式便器の上に置いて高さを補うもの）として特定福祉用具購入の支給対象となる。

【既存の洋式便器から高さの高い洋式便器への取替えについて】（WAM NET 13.2.7 厚生労働省回答）
Q2　要介護者に適した高さの便器に取り替えるという適切な理由があれば、支給対象とすることが可能であるが、その新旧の便器の高さの差はどのくらい必要か。またその取り替えにあたって、特殊便器（高さ約 41 ㎝）ではなく、標準便器(同 37 ㎝）に取り替える場合でも給付対象としてよろしいか。

A2　本人に適したものと認められるなら支給できると考えます。

【洋式便器への便器取替工事】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）
Q3　和式便器から洗浄機能等が付加された洋式便器への取替は住宅改修の支給対象となるか。

A3　商品として洗浄便座一体型の洋式便器が一般的に供給されていることを考慮すれば、「洋式便器等への便器の取替」工事を行う際に、洗浄便座一体型の便器を取り付ける場合にあっては、住宅改修の支給対象に含めて差し支えない。

【既存洋式便器への洗浄機能の取り付け工事】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）
Q4　既存の洋式便器の便座を、洗浄機能等が付加された便座に取り替えた場合、住宅改修の支給対象となるか。

A4　介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためである。洗浄機能等のみを目的として、これらの機能が付加された便座に取り替える場合は住宅改修の支給対象外である。

【特殊機能付き便座の交換】（WAM NET 12.6.2 厚生労働省回答）
Q5　現在洋式便座を使用している者が、ウォシュレット機能の付いている便座に交換をすることは可能か。ウォシュレット機能を使用することにより、自力で排泄行為を終了させることができることから、この機能は必要と考えられるがいかがお考えかご教示ください。（老企第３４号平成１２年１月３１日通知によると、不可能と読める）

A5　不可能です。

【付加機能のみの改修について】（WAM NET 12.6.2 厚生労働省回答）
Q6　平成１２年１月３１日付け老企第３４号で、和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取り替えは含まれるが、既に洋式便器である場合のこれらの機能の付加は含まれないとなっている。これは、住宅改修が要介護者の自立促進という法の趣旨から、既に洋式便器の場合に、洗浄機能等の付加機能は必要性がないという解釈で対象としないと理解してよいか。

A6　貴見のとおり。

【洋式トイレの向きを変える場合の取扱い】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）
Q7　障害に適応するように現に使用している洋式トイレの向きを変える工事を行う場合の工事費用は給付の対象になるでしょうか。

A7　「洋式便器等への便器の取替え」として対象になると考えます。

【洋式便器の向きの変更工事】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）
Q8　身体に麻痺があることから、現在の洋式便器の便座に座れないので、洋式便器向きを変える工事は介護保険の対象工事として認めてよいか。

A8　「洋式便器等への便器の取替え」に該当するものと考えます。

【洋式便器から洋式便器への取り替え】（WAM NET 13.2.27 厚生労働省回答）
Q9　筋萎縮性側索硬化症の方が、病状が進行し、水を流すところまで手を上げられなくなったため、現在使用している洋式便器ごと取り替え、足で水を流せるタイプの洋式便器に取りかえるのは、住宅改修の対象にはならないでしょうか。

A9　「洋式便器等への取替え」として住宅改修の対象となる。

【洋式便器等への便器の取替えについて】（WAM NET 15.9.29 厚生労働省回答）
Q10　一般的に想定されるものとして、和式便器を洋式便器に取り替える場合が多いと思われますが、要介護者の身体的状況から、洋式便器を和式便器に取り替える場合も「洋式便器等への便器の取替え」に該当するのでしょうか。全盲、尖足、両下腿不全麻痺の方で、今まで何とかつかまってトイレは自立していたが、最近、筋力低下などにより歩行困難となり、つかまっての立ち上がりもできなくなった。ただ、這っての移動はでき、尿便意もあるため、このままオムツ使用ではなく、和式便器に取替えてトイレが自立できるようにしたいそうです。よろしくお願いいたします。

A10　要介護(要支援)者の身体状況に基づいたものであり、この場合は該当する。

【男性小便器を使いやすい男性小便器へ変更することについて】（WAM NET 13.2.8 厚生労働省回答）
Q11　厚生大臣が定める居宅介護住宅改修費等の支給に係る住宅改修の種類（平成１１年厚生省告示第９５号）の「洋式便器等への便器の取替え」に次の例が該当するか伺います。洋式便器では小便ができない要介護高齢者で、現状の小便器は高さ、大きさが合わず介護を要している場合、適当な小便器への取替えも、住宅改修の対象となると考えてよろしいか。

A11　貴見のとおりです。

【身体障害者用トイレへの取り替え及びそれに伴う床面積の拡大等について】（WAM NET 16.5.18 厚生労働省回答）

Q12　現在、病院にてリハビリ訓練中の要介護者がいる。その方は、両下肢機能が全廃している身体障害者で車いすで生活している。近日退院予定であるが、既存のトイレでは自力で排泄できない。次のトイレ改修を計画しているが、住宅改修費の支給対象となりますか。

①既存のトイレでは車イスでの方向転換ができないので、既存トイレ横の押入を潰し、トイレの床面積の拡大

②手すりを便器の両横に取り付けるが、そのスペースが必要なため、便器を若干横に移動

③トイレの床材を滑らない床材に変更（支給対象は、現在のトイレの床部分のみか、拡げた床全体か）

④現在の洋式便器では幅が広く足が広がらないため排泄が困難であることから、身体障害者用の横幅が狭く、車イスと同じ高さの洋式便器への取り替え

A12　①住宅改修の種類には該当しないので対象外、②対象、③広げた部分も対象となる。ただし、床材を変更する必要性を慎重に検討すること、④対象　　※②と④は便器の取り替えについてが重複していると考えられる。

【既存のトイレとは別の場所にトイレを設置する場合について】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）

Q13　既存の和式トイレを改修するのではなく、居室の隣室を改造して洋式トイレを新たに設置する場合は、洋式便器等への取り替えとはならないので、住宅改修の対象とはならないと判断してよろしいか。なお、既存のトイレは、家族がそのまま使用することとなります。

A13　貴見のとおりです。

【居室横に洋式トイレの移設をする場合について】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）

Q14　要介護者の住む居宅の増改築時に、要介護者の状態を勘案し、居室横（近く）に洋式トイレを新設する場合、住宅改修の対象としてよろしいか。なお、居室から遠く古い和式トイレは、取り壊すが住宅改修の対象とはしない。

A14　和式便器を洋式便器に取り替えたものと考えられますので「洋式便器等への取替え」に該当すると考えます。

【洋式便器への改修に関する疑義について】（WAM NET 13.8.6 厚生労働省回答）

Q15　要介護者本人の居室の押し入れを改造して専用のトイレを作る場合、以下のいずれに該当するでしょうか。なお、既存のトイレはそのまま残し、家族が使用することになります。

①既存のトイレを残して専用のトイレを作るということは、改修ではなく新設となるため、いかなる理由があっても保険給付の対象とはならない。

②トイレを新設するということであっても、規則第９３条に規定しているとおり被保険者にとって必要であると市町村が判断した場合には給付の対象としてもかまわない。

③居室内の押し入れを改修してトイレとするため、このトイレを使用するのは本人のみであるので保険給付の対象としてもかまわない。（逆に、この場合、隣室等を改造してトイレとした場合は、使用者が本人のみとは言いきれないため対象とはならないということになるのか。）

A15　告示では、「洋式便器等への取替え」と規定していることから、質問のような場合には「取替え」とはならず、対象外。

【トイレの改修について】（WAM NET 15.7.14 厚生労働省回答）

Q16　本人は車椅子生活で、母屋の座敷に住んでいるが、古い家なので段差が各所にある。本人のために、同じ敷地内にある母屋と軒を隔てて隣接する物置を改造して居室にし、物置にあるトイレについても和式の便器から洋式の便器に変更したいとの事。本人を除く家族は母屋にあるトイレと同じ位の頻度で物置にあるトイレを使っている。物置を束・大引・根太などを使って床上げをして居室に改造する工事は住宅改修の対象外と考えられるが、トイレを改修する工事は住宅改修の対象になるか？

　現在、本人が住んでいる母屋は段差が各所にあるため、母屋のトイレを使うことが事実上、不可能なため本人はポータブルトイレで用を足している。居室に改造する工事は対象外、トイレの改修で洋式トイレへの便器の交換については支給対象と考えます。

A16　貴見のとおりです。

【増築したトイレの改修について】（WAM NET 15.7.14 厚生労働省回答）

Q17　母屋の中には、トイレは存在せず、母屋から少し離れた所にあるトイレ（屋根と壁に囲まれている壷の上に板を二枚渡しただけの施設）を壊して母屋に隣接するように、洋式便器のトイレを増築する場合、古いトイレの解体費用は住宅改修の対象外と思われる。平成 12 年 3 月 8 日老企第 42 号の 3 - (2)「新築又は増改築の場合」によると、今回のトイレの増築工事は住宅改修の対象外と思われるが、中に設置する洋式便器について、次のいずれに該当するか、ご教授ください。

　①トイレは、増築なので洋式便器を含めて住宅改修の対象外。

　②増築のトイレではあるが、古いトイレを壊しているので洋式便器は住宅改修の対象。

A17　増築部分にトイレを設置するのであれば対象にはなりません。

【ユニットトイレの取り扱いについて】（WAM NET 13.2.27 厚生労働省回答）

Q18　和式トイレからユニットトイレ（トイレ全体がユニットになっていて、洋式便座、手洗い、温風機等が一体になっているもの）への改修を住宅改修の対象にしてよいか。

A18　給付対象となる部分が按分可能であれば、当該部分に係る費用については対象として差し支えない。

【背もたれ付きトイレガードの設置について】（WAM NET 13.2.27 厚生労働省回答）

Q19　下肢筋力の低下の著しい対象者が洋式便器への取替工事を行う際に、起立動作を安全に行うため、手すりの取付の代わりに肘掛部分等のついた「背もたれ付きトイレガード」を設置することは対象としてよろしいか。

A19　洋式便器と一体で使用するもので、工事を伴うものであれば、洋式便器等への便器の取替えとして取り扱って差し支えない。

【便器の取り替えに伴い認められる水洗化の工事の範囲】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）

Q20　便器の取り替えに伴う給排水設備工事は、「水洗化に係るもの」を除き認められている。給排水設備工事は、まさに水洗化に係る工事と思われるが、認められない工事の範囲とは、①浄化槽設置工事、②公共下水道に接続する桝からトイレまでの排水管工事を指すのか。

A20　非水洗の和式便器から水洗の洋式便器に取り替える場合において、便器本体の工事とともに、水洗化の工事が行われるかと思いますが、その場合の、「水洗化」の工事を対象から外しています。「便器の取替え」に付帯する工事として、「便器の取替えに伴う給排水設備工事」として想定しているのは、和式の水洗便所を洋式の水洗便所に変えるときに、配水管の長さや位置を変える場合を想定しています。

【トイレの改修に伴う仮設トイレの設置費について】（WAM NET 13.2.8 厚生労働省回答）

Q21　和式便器から洋式便器に改修する際、工期が３日かかるため仮設トイレを設置した場合、仮設トイレの設置に係る費用は、支給対象となるか。

A21　付帯して必要になる住宅改修は便器の取替えに伴う給排水設備工事及び床材の変更とされているため、仮設トイレの設置費用は給付対象とはならない。

【便器取替に伴う付帯工事について】（WAM NET 13.3.29 厚生労働省回答）

Q22　便所の入口を入って，男性用小便器，袖壁があり，その奥に洋式便器がある配置であった。その洋式便器は横向きであったため，身体的な理由（車いす利用の方）により，縦に向きを変える必要が生じた。（車いすからの移乗が困難であったため。）その洋式便器を縦にしても男性用小便器及び袖壁がそのままであるとご本人が洋式便器を使用できないため，男性用小便器及び袖壁を撤去した。（男性用小便器と袖壁が移乗の障害となる。）

　このような場合，男性用小便器及び袖壁の撤去を便器取替に伴う付帯工事として含めることができると考えますが，よろしいでしょうか？

A22　貴見のとおりである。

【トイレの改修に伴う、壁や天井の改修工事について】（WAM NET 15.12.4 厚生労働省回答）

Q23　脳梗塞後遺症により、自力での立ち座りが困難になってきたため、トイレの洋式便器正面の壁に手すりを設置したい。しかし、この壁と便器の間が狭く、前傾姿勢がとれないため、

　①洋式便器を後方へ４０ｃｍ程度ずらす。

　②洋式便器をずらすスペースを確保するため、後方の壁を一度撤去し、約４０ｃｍ後方に壁を設置する。

　③このトイレが階段下に設置されているため、天井に斜めの傾斜があり、洋式便器を後方へずらすことにより、同居家族が用便時に天井に頭をぶつける恐れが出てきた。よって、天井の傾斜角度を変更する工事が必要。

　以上、①②③の工事について、住宅改修として認められるか否か、ご教示ください。

A23　①については、「洋式便器等への便器の取替え」に該当するものと考えられる。②については、①の工事が利用者の身体状況等を勘案して必要と保険者が判断した場合には、付帯工事に該当するものと考えられる。なお、個別の住宅改修の実態に応じて適宜判断されたい。③については、利用者にとって必要な工事であれば、②と同様に①の付帯工事に該当するものと考えられる。なお、②と同様に個別の住宅改修の実態に応じて適宜判断されたい。

【和式便器の腰掛け式への変換】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）

Q24　和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するものは住宅改修に該当するか。

A24　腰掛け便座として特定福祉用具購入の支給対象となる。

【福祉用具購入と住宅改修の給付について】（WAM NET 17.6.22 厚生労働省回答）

Q25　福祉用具購入で、和式便器の上に置いて洋式に変換する腰掛便座を購入したが、同じトイレに対して住宅改修で洋式便器に取替えができるか。同じトイレに福祉用具購入と住宅改修とが二重に支給されうる事例であるが、支給限度基準額は福祉用具購入と住宅改修とでは別々であるので、保険者が要介護者や住宅の状況から必要と認めれば支給対象になると考えるが、確認をお願いします。

A25　貴見の通り。

6.申請関係 ＊＊

【一つの住宅に複数の被保険者がいる場合のトイレの改修工事について】（WAM NET 13.8.6 厚生労働省回答）

Q1　同一世帯に 2 人（夫婦）の被保険者が係わる住宅改修については、重複しないように対象となる工事を設定しなければならないと思われるが、トイレの改修工事において、便器の取り替え（和式から洋式）は妻（要介護 1）、その床段差の解消と手すりの取り付けについては夫（要支援）というように各々の必要度に応じて、工事を設定することは可能か。

A1　重複しなければ可能です。

【理由書の作成担当者】（18.3.27 介護制度改革 information vol.80　平成 18 年 4 月改定関係 Q&A(vol.2)）

Q2　介護予防住宅改修費の理由書を作成する者は「介護支援専門員その他要支援者からの住宅改修についての相談に関する専門的知識及び経験を有する者」とされており、従来は、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験二級以上その他これに準ずる資格等を有する者とされていたが、地域包括支援センターの担当職員が作成することは可能か。

A2　可能である。

【支給申請書添付書類である「住宅改修が必要な理由書」の作成者について】（WAM NET 12.6.2 厚生労働省回答）

Q3　老企第４２号２（２）②において、「基本的には介護支援専門員とするが、市町村が行う住宅改修指導事業等として、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉、保健・医療又は建築の専門家」とされているが、住宅改修のみを必要とする要介護者等は、介護報酬が得られないことにより居宅介護支援事業者から当該理由書の作成依頼を断られる場合がある。この場合、本人若しくはその家族、又は住宅改修指導事業等に係わらない市町村職員が理由書を作成してもよろしいか。

A3　作成できません。

【住宅改修が必要な理由書を作成する者について】（WAM NET 17.6.10 厚生労働省回答）

Q4　平成１２年３月８日付老企第４２号通知に住宅改修が必要とする理由書を作成する者について、「市町村が行う住宅改修指導事業（リフォームヘルパー事業）等として、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉、保健・医療又は建築の専門家も含まれるものである。」と記載されています。介護予防・地域支え合い事業の住宅改修支援事業で介護支援専門員又は作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験２級以上の者その他これに準ずる資格等を有する者などについて理由書を作成する者としています。

理由書を作成する者について、作業療法士、福祉住環境コーディネーター検定試験２級以上の者については、その前提として、住宅改修支援事業を行っている市町村から委託等を受けていることが必要でしょうか。御教示願います。

A4　貴見の通り、老企４２号で示している通り、市町村が行う事業等において、住宅改修についての相談、助言等を行っている福祉、保健・医療又は建築の専門家であることが前提である。しかし、理由書作成者が住宅改修について十分な専門性があると保険者が判断できる者であれば住宅改修支援事業で委託等を受けていることに限定されない。（例えば、同じく介護予防・地域支え合い事業の福祉用具・住宅改修地域利用促進事業において登録されている専門家等も想定される。）

【屋外の住宅改修に係る申請についての住宅所有者の承諾書の添付について】（WAM NET 13.2.7 厚生労働省回答）

Q5　平成１２年１２月１日から玄関から道路までの（建物と一体ではない）屋外での工事も住宅改修の支給対象となりました。この改修の申請をする場合、建物に接することがなければ、住宅所有者の承諾書の添付は不要と考えてよろしいですか。また、一方、土地に関することから、別に土地所有者の承諾が必要と考えますがいかがでしょうか。

　もし、上記のとおり土地所有者の承諾が必要とされる場合、介護保険法施行第７５条第３項、第９４条第３項について改正される予定はあるのでしょうか。

A5　規則第７５条第３項及び第９４条第３項の趣旨は、賃借人が住宅改修を行う場合は所有者の承諾を得る必要があることを示したものです。

**　質問の答とずれてしまうかもしれませんが、例えば、不動産登記簿に記載された所有者と申請者が違う場合など（所有者が夫で申請者が妻）は、承諾書が必ず必要というものではありません。**

→八王子市では、申請者と所有者が異なる場合は、親族であっても承諾書をご記入いただくようお願いしています。

【工事内訳書】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）

Q6　支給申請の際、添付する工事費内訳書に関し、材料費、施工費等を区分できない工事があるが、全て区分しなければならないか。

A6　工事費内訳書において、材料費、施工費等を適切に区分することとしているのは、便所、浴室、廊下等の箇所及び数量、長さ、面積等の規模を明確にするためである。このため、材料費、施工費等が区分できない工事については無理に区分する必要はないが、工事の内容や規模等が分かるようにする必要はある。

【添付写真の日付】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）

Q7　申請に添付する必要がある改修前後の写真は、日付が分かるものとのことであるが、日付機能のない写真機の場合はどうすればよいか。

A7　工事現場などで黒板に日付等を記入して写真を撮っているように、黒板や紙等に日付を記入して写真に写し込むといった取扱をされたい。

【住宅改修費の支給に必要な申請書類のうち、写真の現像等に必要な費用について】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）

Q8　施行規則第７５条第２項第３号の「完成後の状態を確認できる書類等」については、改修前及び改修後のそれぞれの写真とすることとなっているが、その写真の現像料等については申請者（被保険者）の負担として良いか。

A8　貴見のとおりです。

【領収証】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）

Q9　領収証は写しでもよいか

A9　申請時にその場で領収証の原本を提示してもらうことにより確認ができれば、写しでも差し支えない。

※事後申請を改修業者が代行することが多いため、八王子市では領収書の写しを添付して頂いた場合でも原本の確認は行っておりません。

【領収書について】（WAM NET 13.2.8 厚生労働省回答）
Q10　施行規則第７５条第２項第１号、第９４条第２項第１号に基づき、住宅改修費の支給申請書に添付する領収書については、（保険給付の当事者でもあり改修費用支払者である）申請者（当該被保険者）宛名のものとすべきと考えるが、（介護保険給付対象外の）他の家屋改造等と一体的に発注をされた場合、当該被保険者外（たとえば家族）宛名の領収書を、申請書の添付書類とすることについての可否は如何。またもし可であれば、どの範囲まで認められるのか。

A10　居宅介護住宅改修費の支給は、介護保険法第 40 条第 4 項にもとづき被保険者に保険給付されるものであり、他の住宅改造と一体に工事されたとしても、介護保険の住宅改修の対象となる部分について工事費内訳書で明示し、領収書は被保険者名とする必要がある。

【領収書について】（WAM NET 13.3.27 厚生労働省回答）
Q11　支給申請書に添付する領収書の氏名は申請者である要介護被保険者であることとされているが、実際に代金を支払うものが家族・親戚等である（被保険者本人に支払い能力がない、あるいは１割の自己負担分程度しか持ち合わせがない）場合、現実の支払者あての領収書をもって代えることは不可か。

A11　被保険者の領収書が必要となります。

【住宅改修における利用者負担の助成】（14.3.28 事務連絡 運営基準等に係る Q&A）
Q12　介護保険の給付対象となる住宅改修について、利用者が施工業者から利用者負担分（施工費用の１割）の全部又は一部について、助成金や代金の返還等によって金銭的な補填を受けていた場合の取扱い如何。

A12　介護保険法上、住宅改修費の額は、現に当該住宅改修に要した費用の額の 90／100 に相当する額とされている。即ち、住宅改修の代金について割引があった場合には当該割引後の額によって支給額が決定されるべきでものであり、施工業者が利用者に対し利用者負担分を事後的に補填した場合も、施工代金の割引に他ならないことから、割引後の額に基づき支給されることとなる。なお、施工業者と相当の関連性を有する者から助成金等を受けていた場合についても同様である。
→費用負担については現在、自己負担１割、２割又は３割となっています。

7.その他 ＊＊

【新築工事の竣工日以降の改修工事】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）

Q1　住宅の新築は住宅改修と認められていないが、新築住宅の竣工日以降に手すりを取り付ける場合は、給付対象となるか。

A1　竣工日以降に、手すりを設置する場合は住宅改修の支給対象となる。

【新築後の住宅改修について】（WAM NET 13.2.7 厚生労働省回答）

Q2　新築時における手すり等の住宅改修費は支給対象とならないとあるが、住宅完成直後に改修を行えば支給対象となりますか。

A2　手すり等が必要な身体状況であるならば、住宅新築時に手すり等を設置するべきであると考えるが、住宅完成後に新築工事とは別契約で手すり等を設置した場合には、住宅改修費の支給対象になる。

【住宅改修の支給額算定の例外に係る取扱いについて】（WAM NET 13.3.27 厚生労働省回答）

Q3　下記の事例についてご教示願いたい。
① 10 万円の住宅改修費を支給された旧家屋を現地で建て替えし、新築家屋として住みはじめたが、一部住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は旧家屋と同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額 20 万円までの住宅改修費を支給することは可能か。
② 同一敷地内で 5 万円の住宅改修費を支給された家屋とは別に、高齢者世帯のみの家屋を新築したが、その後新築家屋で一部住宅改修を行う必要が生じた場合、住居表示は同一であっても「転居した場合の例外」として改めて支給限度基準額 20 万円までの住宅改修費を支給することは可能か。

A3　①不可②不可

【賃貸アパート共用部分の改修費用】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）

Q4　賃貸アパートの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

A4　賃貸アパート等の集合住宅の場合、一般的に、住宅改修は当該高齢者の専用の居室内に限られるものと考えるが、洗面所やトイレが共同となっている場合など、当該高齢者の通常の生活領域と認められる特別な事情により共用部分について住宅改修が必要であれば、住宅の所有者の承諾を得て住宅改修を行うことは可能であり、支給対象となる。しかしながら、住宅の所有者が恣意的に、当該高齢者に共用部分の住宅改修を強要する場合も想定されるので、高齢者の身体状況、生活領域、希望等に応じて判断すべきものである。

【賃貸住宅退去時の改修費用】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）

Q5　賃貸住宅の場合、退去時に現状回復のための費用は住宅改修の支給対象となるか。

A5　住宅改修の支給対象とはならない。

【分譲マンション共用部分の改修費】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）

Q6　分譲マンションの廊下などの共用部分は住宅改修の支給対象となるか。

A6　賃貸アパート等と同様、専用部分が一般的と考えるが、マンションの管理規程や他の区分所有者の同意（区分所有法による規定も可）があれば、共用部分の住宅改修も支給対象とすることができる。

【一時的に身を寄せている住宅の改修費】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）

Q7　要介護者が子の住宅に一時的に身を寄せている場合、介護保険の住宅改修を行うことができるか。

A7　介護保険の住宅改修は、現に居住する住宅を対象としており、住所地の住宅のみが対象となる。子の住宅に住所地が移されていれば介護保険の住宅改修の支給対象となる。なお、住民票の住所と介護保険証の住所が異なる場合は一義的には介護保険証の住所が住所地となる。

【住民票を残したまま他市に居住している被保険者の住宅改修】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）

Q8　A町の被保険者（要介護１）が，３年前からＡ町に住民票を残したままＢ市の娘の家に居住しており，当該被保険者からＡ町に，娘の家の住宅改修の申請の相談があった。介護保険による住宅改修の対象にならないと解釈してよろしいか。

A8　介護保険証の住所においてのみ、住宅改修の対象となります。

【住宅改修後、転出してからの支給申請の取扱い】（WAM NET 13.2.7 厚生労働省回答）

Q9　要介護者がＡ市で住宅改修を行い、数ヶ月後にＢ市に転出した。その後、Ａ市で行った住宅改修についてＡ市に対して支給申請を行うことが可能でしょうか。支給申請時点ではＡ市における受給者資格を喪失していますが、時効期間を経過していなければ、可能とも考えられます。ご教示ください。

A9　A市へ申請してください。

【入院（入所）中の住宅改修】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）

Q10　現在、入院している高齢者がまもなく退院する予定であるが、住宅改修を行うことができるか。又、特別養護老人ホームを退去する場合はどうか。

A10　入院中の場合は住宅改修が必要と認められないので住宅改修が支給されることはない。ただし、退院後の住宅について予め改修しておくことも必要と考えるので、事前に市町村に確認をしたうえで住宅改修を行い、退院後に住宅改修費の支給を申請することは差し支えない（退院しないこととなった場合は申請できない）ものと考える。特別養護老人ホームを退去する場合も、本来退去後に住宅改修を行うものであるが、同様に取り扱って差し支えない。

【有料老人ホーム入所者の住宅改修について】（WAM NET 12.3.24 厚生労働省回答）

Q11　有料老人ホーム入所者が、自らの居室に手すりをつける場合、住宅改修の対象として介護報酬を算定してよいのか。介護保険法第７条第６項の規定によると、有料老人ホームの居室についても居宅に含まれることになっており、住宅改修についても対象になると考えられるが如何か？

A11　有料老人ホームの居宅部分（専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く）は、制度上、住宅改修は可能であるが、有料老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずであり、一般的には想定していない。ただし、高齢者の身体の状況によっては、個別の対応（手すりの取付など）が必要な場合もあるのでその場合には、住宅改修費の支給は認められるものである。

【ケアハウスにおける住宅改修について】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）
Q12　介護保険制度上、ケアハウスは「アパート」と同列の扱いとされているが、ケアハウス入所者が要介護認定を受け、自らの希望により、入所しているケアハウスの住宅改修を行った場合（施設の運営主体は了解済）、給付対象となるか。
→補助事業により建設されたケアハウスの改修は給付対象とならないと考えてよいか。

A12　軽費老人ホームの居宅部分（専用部分に限る。廊下等の共用部分は除く）は、制度上、住宅改修は可能であるが、軽費老人ホームの居室は、そもそも高齢者の利用に適したものとなっているはずであり、一般的には想定していない。ただし、高齢者の身体の状況によっては、個別の対応（手すりの取付など）が必要な場合もあるのでその場合には、住宅改修費の支給は認められるものである。

【施設入所者の住宅改修について】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）
Q13　月に数回施設から帰宅する住宅の改修は、介護保険の住宅改修が在宅介護サービスの範疇であるため、この場合住宅改修に該当しないと判断してよいか。

A13　施設入所者の生活の拠点は施設にあるので、外泊時であっても在宅サービスは算定できないこととなっており、住宅改修についても同様と考える。

【在宅要介護者が工事着工後に入院した場合】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）
Q14　在宅でサービスを受給し、住宅改修に着工した要介護者が、着工後に容態の急変等により入院し、退院の見通しがつかない場合に、要介護者から住宅改修費支給の申請があった場合、住宅改修費の支給は可能か。

A14　要介護者が入院するまでに工事が完成した部分まで給付対象となります。

【グループホームにおける住宅改修について】（WAM NET 13.3.27 厚生労働省回答）
Q15　グループホームは居宅と考えられず、住宅改修費の保険給付の対象とならないと考えてよいでしょうか。

A15　グループホームについては、原則、住宅改修費の対象とならないが、個室部分について特段の事情があれば支給対象となりうる。

【グループホーム利用者の一時帰宅のための住宅改修費の可否】（WAM NET 13.3.27 厚生労働省回答）
Q16　痴呆対応型共同生活介護、特定施設入所者生活介護の利用者（入所者）で、介護保険証の住所地が自宅にある場合、年末年始等の一時帰宅を目的として、自宅の段差解消等の住宅改修を行うことは可能でしょうか。当方としては、介護保険給付上は在宅扱いであるが、生活実態は自宅にないことから、給付対象としないと解するが、この取扱いでよろしいか伺います。

A16　貴見のとおりである。
→回答文中の「痴呆対応型共同生活介護」は現在「認知症対応型共同生活介護」に変わっています。

【住宅改修中に被保険者が死亡した場合の取り扱い】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）
Q17　住宅改修中に被保険者本人が死亡した場合は、住宅改修している完成部分について介護保険の給付対象としてよいか。又は、申請時に被保険者が死亡していることから認めないことで却下すべきか。

A17　死亡時に完成している部分まで介護保険の給付対象として申請できます。

【工事完了後、申請前に要介護（支援）被保険者が死亡した場合】（WAM NET 13.2.8 厚生労働省回答）
Q18　施行規則第 75 条及び第 94 条によると、「住宅改修費の支給を受けようとする居宅要介護（支援）被保険者は、…申請書を提出しなければならない。」と規定しているが、表題の場合本人が申請書を提出できないため、相続人が申請者となって支給申請しその相続人に給付するという取扱いでよろしいか？

A18　貴見のとおりである。

【住宅改修工事が終了する前に、被保険者が死亡した場合の取り扱いについて】（WAM NET 13.2.8 厚生労働省回答）
Q19　被保険者が工事を発注し、着工直前に死亡してしまった場合、施工業者が発注した材料等について被保険者に請求があった場合、住宅改修費の申請に基づく償還払いは行えるか。他の質問には工事完了部分までの経費が対象となっているが、その経費とはどこまでのものか。

A19　一般的には、材料費・工賃等は、死亡時点までの完成部分にかかる当該費用相当額のみが対象となるものと考えます。本件の場合、そもそも完成部分が存在しないため、支給対象となる経費は無いものと判断いたします。

【住宅改修の工事中に非該当認定となった場合について】（WAM NET 13.2.8 厚生労働省回答）
Q20　住宅改修の着工日時点では要介護（支援）認定されていたが、その後更新申請をし「非該当」と認定された。住宅改修の工事完了時点では「非該当」である場合、総工事期間のうち要介護（支援）認定されていた期間に行われた工事費用（日数按分等による算出）についてのみ住宅改修費を支給するという取扱いでよろしいでしょうか？（この場合、支給申請時及び改修費の支給時点では要介護（支援）認定者ではないことになります。）

A20　（入院時、死亡時の取り扱いの考え方と同様に）、要介護認定の有効期限日までに工事が完了した部分の経費が対象となる。

【住宅改修の適用となるかどうか】（WAM NET 12.12.12 厚生労働省回答）
Q21　玄関から道路までの段差解消や手すりの設置は、住宅改修の支給対象となるとのことであるが、例えば風呂、トイレが屋外にある場合、そこまでの段差解消や手すりの設置は住宅改修の対象とはならないのか。

A21　風呂、トイレが屋外にある家であれば、支給対象とせざるを得ないと考える。

【母屋と離れの間の渡り廊下について】（WAM NET 13.2.8 厚生労働省回答）
Q22　母屋と風呂場のある離れが屋根でつながっている場合、二つの建物の間に渡り廊下と手すりを設置する工事（屋根はつながっているため新たには設置しない。）は、住宅改修の段差解消及び手すりの取付けとして保険給付の対象となるでしょうか。

A22　保険給付の対象となる。

【母屋と離れの間の渡り廊下について】（WAM NET 13.2.8 厚生労働省回答）
Q23　母屋と風呂場のある離れが軒を隔てて隣接している場合、二つの建物の間に屋根と渡り廊下と手すりを設置する工事は、住宅改修の段差の解消及び手すりの取付け並びにこれらに付帯する工事として保険給付の対象となるでしょうか。

A23　質問にある各設置工事が介護保険の住宅改修における給付対象となるか否かについて、下記のとおり回答いたします。
①手すり・・・保険給付の対象となる。
②渡り廊下・・・介護保険の住宅改修における段差の解消に当たるのであれば保険給付の対象となる。
③屋根・・・介護保険の住宅改修における付帯する工事とは言えないので、保険給付の対象外である。

【２棟有る家の住宅改修について】（WAM NET 13.2.8 厚生労働省回答）

Q24　Ａさんが同一町内に家を２軒所有しており、普段生活している家には、手すり等の取り付けを希望し、生活実態の無い家の方では浴室を改修希望しております。この場合、両方とも住宅改修の対象になるかをご教授ください。（普段生活している家には浴室は有りません）

A24　現に居住する住宅のみを支給対象とせざるを得ないと考えます。

【店舗付き住宅の店舗部分を改修した場合について】（WAM NET 16.4.23 厚生労働省回答）

Q25　介護保険法施行規則第７４条「…現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。」の条文を踏まえて、店舗付き住宅の店舗部分について、被保険者が店番をするために取り付けた「手すりの取り付け」と「段差の解消」について質問します。

①店舗部分しか出入り出来ない住宅の場合。

②被保険者が利用する玄関が別に存在している住宅の場合。

店舗部分しか出入り出来ない住宅の場合は、出入り口部分を確保する観点から住宅の状況を勘案して住宅改修の対象と考えます。被保険者が利用する玄関が別に存在している住宅の場合は、店舗部分については、営業に係る部分であり、店舗経営者が改修すべき箇所として住宅改修の対象外と考えてよろしいか。

A25　個別に建物の状況に応じ検討を要するものではあるが、一般に、対象者が日常的に利用する部分であり、対象者の心身の状況を踏まえ、当人の自立支援につながる必要な改修であれば、店舗部分であるなしにかかわらず、給付対象として差し支えないものと考える。

【廊下に設置されている洗面台の移動に係る費用について】（WAM NET 12.6.5 厚生労働省回答）

Q26　車いすでの移動を円滑にするため、廊下に設置されていた洗面台を別の場所に移動する工事は介護保険の住宅改修の対象か。住宅改修告示の項目にはこういった項目がないことから、住宅改修の対象には入らないと考えるが如何か。

A26　貴見のとおりです。

【家族が行う住宅改修】（12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol.71 介護報酬等に係る Q&A vol.2）

Q27　家族が大工を営んでいるが、住宅改修工事を発注した場合、工賃も支給申請の対象とすることができるのか。

A27　被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行われる場合は、材料の購入費を住宅改修費の支給対象とすることとされており、この場合も一般的には材料の購入費のみが支給対象となり工賃は支給対象外とすることが適当である。

【家族等が改修を行った場合の「家族等」の範囲について】（WAM NET 13.2.7 厚生労働省回答）

Q28　被保険者本人や家族等が改修を行った場合には、その材料費だけを保険給付の対象とするようになっています。次の場合、「家族等」に含まれ、材料費だけが給付対象となるでしょうか？

①別居していて大工を業とする子供

②別居していて大工ではない子供

③別居しているが、被保険者と生計を同一にしている子供

同居している場合は自分も居住している家の改修にあたるため、また大工でない場合は通常賃金を請求しないと考えられるため、保険給付の対象としないと考えられるので、①は賃金部分も給付対象、②、③は賃金部分は給付対象外と考えます。いかがでしょうか。

A28　貴見のとおり。

【家族以外の従業員が行う住宅改修工事の工賃の取り扱い】（WAM NET 16.5.20 厚生労働省回答）

Q29　同居の家族が建築会社（法人）を営んでおり、そこに住宅改修工事を発注し、家族以外の従業員が施工する場合、工賃については支給の対象にすることができるか。

A29　住宅改修を自分の家族に委託したのならば工賃は支給対象外、企業（法人）に発注したのならば工賃も支給対象となるというスタンスで、個別の状況について判断していただきたいと思います。

【企業ではない知人が住宅改修を行うことの可否】（WAM NET 17.6.20 厚生労働省回答）

Q30　本人又は家族等による住宅改修は、平成１２年３月８日付老企第４２号により、材料の購入費を支給対象とすることとなっています。今回、家族ではない知人（大工・技術資格者ではない）が住宅改修を行った場合に、材料費の他に（業者よりは安価な）工賃を支給対象とすることができるか、保険者から質問がありました。

介護保険法施行規則第７５号第１項第１号では「施工した者の氏名又は名称」と表現されていることから、個人も想定していると考えられ、業者が施工するよりは安価に施工できるため、給付費の抑制が可能です。また、老企第４２号における家族等の範囲をどこまでと解釈するかによるとも思いますが、これを生計を同じくする者と解釈した場合は、自らの住宅改修にあたらず、工賃も支給対象にできるのではないかと考えますがいかがでしょうか。

A30　ご照会のような場合についても、通常工賃を請求しないものであるので、本人や家族等が住宅改修を行う場合と同様、材料費のみを支給対象とすべきと解釈する。

■高齢者自立支援住宅改修給付Q＆A

【工事費の按分】
Q1　ユニットバスへの工事について、組立・設置費や解体・撤去費はどのような考え方で按分すればよいのか。

A1　按分に明確な基準はありません。ユニットバスへの工事を、大まかに浴槽、洗い場床面、壁・天井の 3 つに分けて考えます。組立・設置にかかる手間や、既存の浴室の形状（タイル・樹脂版など）による解体撤去の手間を考慮して按分してください。壁・天井部分は自費となります。
（２９ページの工事費内訳書の例は、戸建ての浴室改修例です。）

【給付対象の明確化】
Q2　ユニットバスへの工事について、高齢者自立支援と介護保険のそれぞれの対象部分は何と何か。

A2　高齢者自立支援対象部分は浴槽・（給湯器）、介護保険対象部分は手すり・洗い場のかさ上げ又は床材変更部分・扉・入り口枠です。各箇所の工事費については両方の制度に跨ります。２９ページをご参照いただくか詳しくはお問い合わせください。

【風呂ふた】
Q3　浴槽改修により今までの風呂ふたが使えない場合、新しい風呂ふたは対象になるか。

A3　対象になりません。付属品は対象になりませんので鏡やタオル掛けも同様です。

【給湯器】
Q4　給湯器取替工事は、高齢者自立支援の対象になるか。

A4　浴槽の取替えに伴い、既存の給湯器が使用できなくなる場合（バランス釜や二穴式など）のみ対象となります。故障や老朽化は対象外です。

【リモコン】
Q5　給湯器交換に伴いマルチリモコン設置は対象になるか。

A5　浴室分のみ給付対象になります。台所分は減額してください。取付費も同様です。

【住宅改修中に利用者が死亡した場合】
Q6　住宅改修中に利用者が死亡した場合、死亡時までに改修した部分は給付対象になるか。

A6　工事完了し利用者に使用してもらうことが前提であり、完了前に死亡した場合は給付できません。（介護保険の住宅改修とは異なります）

【資料】　浴槽交換（またぎ・深さ改善改修の写真の撮り方について）

□風呂フタで風呂縁の数値を明確にする。

□床面にゼロが付いている。床面に対して垂直にあてる。実際にまたぐ位置で測る。

※改修前の写真（計測）をもとに、立面図の数値を記載してください。

※改修後の写真について、市は計画通りに改善されたかを審査します。（勾配・浴槽形状による軽微な数値の違いは許容）

□目盛りがつぶれる場合があるので、拡大写真も一緒に提出してください。（破線部分）

浴槽のまたぎ（洗い場床～浴槽縁の高さ）

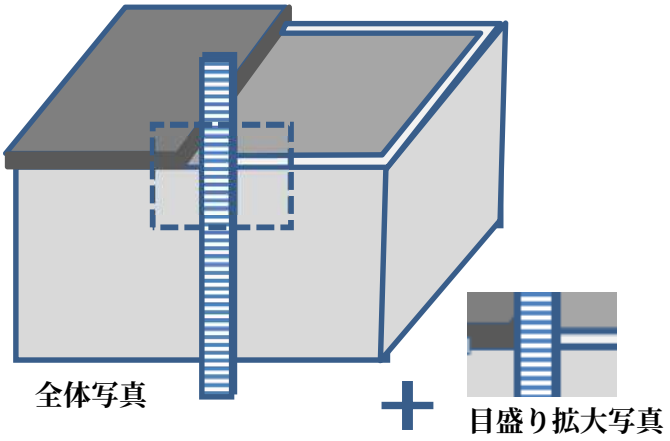

浴槽の深さ（浴槽底～浴槽縁の高さ）

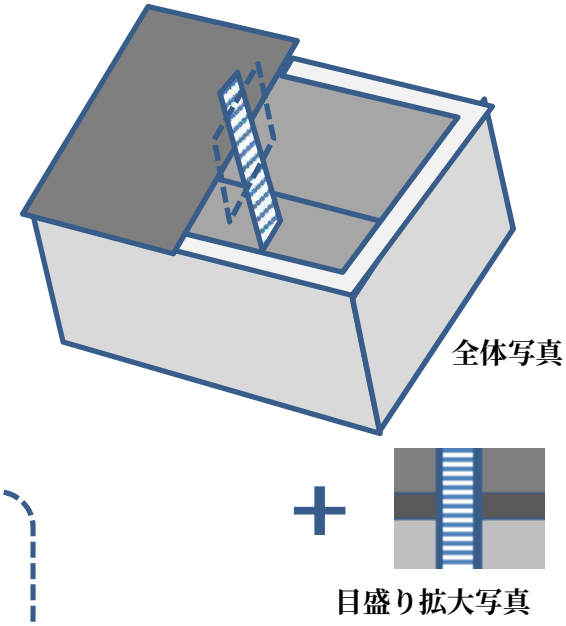

※スノコを使用する場合は、スノコ面にゼロがつく写真も提出してください。

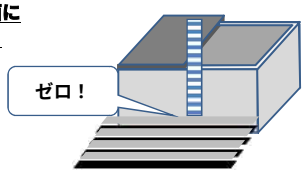

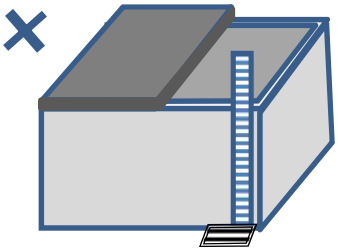

浴槽や洗い場には勾配があります。状況を正確に知るために、実際にまたぐ位置で計測を！

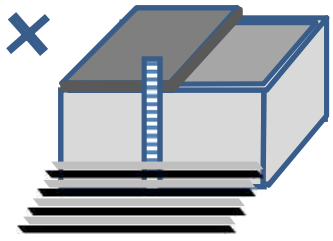

すのこで隠れる等、撮り方で写真にゼロが写らない場合も不可。

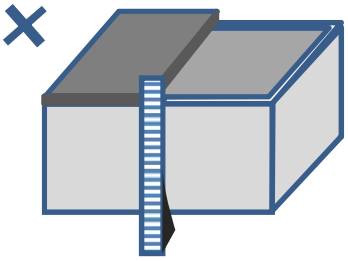

ものさしは必ず直角に！

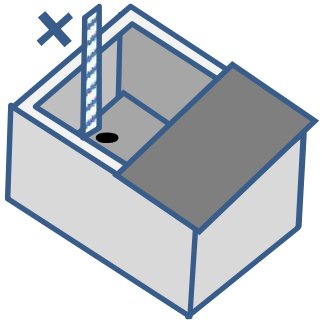

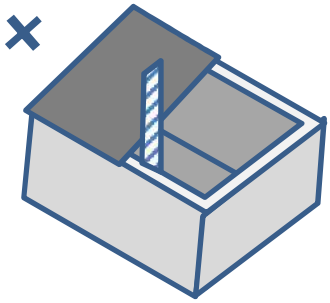

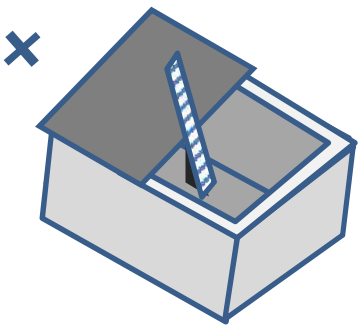

■提出する前にもう一度見直しましょう

【工事を行う前】

（申請書）

☐　申請者名は改修を必要とされている本人（被保険者）ですか。
☐　申請者の印はありますか。（スタンプ印不可）
☐　申請者住所は介護保険証と同じ住所ですか。（訂正には訂正印が必要）
☐　要介護（要支援）認定はありますか。介護度は正しく記入されていますか。
☐　受領委任払い用申請書の場合、受領委任契約事業者の代表者印はありますか。
☐　償還払い用申請書の場合、口座は本人口座ですか。（口座がないときのみ委任可）
☐　住宅所有者が申請者本人でない場合、「住宅改修の承諾書」はありますか。
　　（共有の場合も必要）
☐　申請できる残高は確認しましたか。
☐　記入漏れはありませんか。（消えるボールペンや鉛筆は不可）

（見積書・図面）

☐　被保険者本人の氏名（フルネーム）あてですか。
☐　社印（会社の印）がありますか。
☐　材料のメーカー名、品番の記載はありますか。（「材工一式」は不可）
☐　改修前・後、動線のわかる平面図・展開図はありますか。（２階や階段の改修は２階平面図、屋外の改修は玄関から改修場所を含む駐車場・道路までの配置図も添付）
☐　図面に寸法・高さの記載はありますか。
☐　理由書の番号、見積書の番号、図面の番号、写真の番号が各々一致していますか。

（写真）

☐　撮影日はありますか。（黒板や張り紙などして撮影、またはデジタルカメラの日付機能）
☐　すべての取付け場所がわかる写真ですか。
　　（すこし離れて、周りの状況も入れながら撮影してください。分割でも可）
☐　写真はＬ判以上のサイズで、番号順にＡ４用紙に貼付されていますか。

・・

【工事終了後】

（完了届）

☐　申請者の印は、事前申請時の印と同じですか。

（領収証）

☐　被保険者本人の氏名（フルネーム）あてですか。

（写真）

☐　撮影日はありますか。（黒板や張り紙などして撮影、またはデジタルカメラの日付機能）
☐　すべての取付け場所がわかる写真ですか。
　　（すこし離れて、周りの状況も入れながら撮影してください。分割でも可）
☐　金具の種類など、細部がわかる写真ですか。（ある程度アップも必要）
☐　養生テープのある状態でなく、確認できる状態での写真ですか。
☐　写真はＬ判以上のサイズで、番号順にＡ４用紙に貼付されていますか。

介護保険・高齢者自立支援
住宅改修の手引き
（令和６年11月）

２０１１年 4月 初　版 発行
２０１３年 4月 第２番 発行
２０１５年 1月 第３版 発行
２０１８年 8月 第４版 発行
２０２４年 11月 第５版 発行

編集・発行　八王子市福祉部介護保険課
〒１９２―８５０１
東京都八王子市元本郷町三丁目２４番１号
電話　　０４２－６２０－７４１６
ＦＡＸ　０４２－６２０－７４１８